

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

加古川市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	個人住民税に関する事務						
②事務の内容 ※	<p>・住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等の課税資料に基づき住民税額を賦課決定する。</li> <li>2. 課税資料の追加、訂正又は調査に基づく職権による住民税額の修正</li> <li>3. 課税情報の正確な記録を確保するための措置</li> <li>4. 転居等により課税出来ない資料を入手した際の課税権のある市区町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)への課税資料の送付</li> <li>5. 本人又は代理人の請求による所得・課税証明書の発行</li> <li>6. 住民税額に変更があった際の納税義務者に対する通知</li> <li>7. 他の市町村からの照会に対する回答</li> <li>8. 納税者又は代理人からの納税の管理</li> <li>9. 納付額が課税額より多い場合における還付、充当処理</li> <li>10. 納期限を過ぎて未納となっている納税義務者への督促状、催告書の送付</li> <li>11. 納税者又は代理人からの納税証明書交付申請の受付、審査、交付</li> <li>12. 督促状を送付した納税者について、完納されない場合の滞納整理</li> <li>13. 統計情報を作成し報告する。</li> <li>14. 地方税関係情報を庁内他課へ移転する。</li> </ol>						
③対象人数	<p>[            30万人以上            ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	5) 30万人以上	
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
5) 30万人以上							
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	個人住民税システム						

②システムの機能

1. 申告書の出力
  - ・住民税の申告が必要な対象者を抽出し、出力する。
2. 課税資料の溜め込み
  - ・住民基本台帳とのマッチングにより課税対象である者について、課税情報を溜め込む。
  - ・また、課税情報に論理的不整合があるものを抽出し、修正をする。
  - ・課税資料に基づき税額決定する。
  - ・新たな課税資料を受領した場合に、税額更正を行う。
3. 減免関係の処理
  - ・減免申請に基づく決定又は却下を行う。
4. 資料の管理
  - ・確定申告書、給与支払報告書、年金報告書等、各種課税資料を画像データとして保持し、閲覧、検索を行う。
5. 課税情報の送受信
  - ・国税連携システム、審査システムなどを通じて、課税資料の受領、他自治体への課税資料の回送を行う。
6. 扶養関係の処理
  - ・市内住民登録者間での扶養情報の紐付けを行い、扶養情報のつじつまが合わないものに関して抽出、管理する。
7. 宛名登録
  - ・相続人調査、返戻調査、本人による送付先変更の届出による宛名情報を管理する。
8. 税額に係る通知書の出力
  - ・課税対象者に関して、普通徴収、特別徴収、年金特別徴収の別に合わせて通知書を出力する。
  - ・税額の更正があった場合、税額変更の通知書を出力する。
9. 所得課税証明書の発行
  - ・所得と課税内容についての証明書を発行する。
10. 納税管理
  - ・課税情報と連携し、年税額、収納額、納付履歴等を管理するとともに、納付書を発行する。
  - ・納税情報をもとに督促状を発送するもとなる対象者等のデータを抽出する。
11. 還付・充当管理
  - ・確定税額より多く納付された超過額を還付、充当処理する。
  - ・情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
12. 口座振替管理
  - ・口座振替による納税を管理するため、口座情報等を保持。
13. 納税証明書の発行
  - ・納税者の申請に応じ申請日の3年前の日の属する年度から申請日までの証明事項について証明書を発行する。
14. 統計情報作成報告
  - ・所得、控除、税額等に係る課税情報を、人数や区分などの要件に合わせて抽出する。
  - ・納税管理にかかる情報を抽出する。(納付方法別納税者数、納付額、督促発送状況等)
15. 催告
  - ・賦課及び収納情報に基づき、滞納者に対して催告書等を出力する。
16. 納税計画管理
  - ・納税相談や納税計画の情報を管理する。
17. 財産の調査及び管理
  - ・官公署等へ財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。
18. 滞納処分
  - ・差押、参加差押、交付要求、執行停止に関する各種帳票の出力と、滞納処分情報を管理する。
19. 不納欠損情報の管理
  - ・時効の中断、停止等の情報を管理し、不納欠損処理を行う。
20. 統計資料作成
  - ・滞納整理に関して必要な統計資料を作成する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書コンビニ交付システム）
<b>システム2</b>	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1. 証明書の自動交付 ・パスワードを設定した個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内に設置されている多機能端末(マルチコピー機)から、所得・課税証明書を発行する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（印鑑登録システム）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	審査システム
②システムの機能	・地方税ポータルシステムは、地方税の電子化を推進することにより、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、平成17年1月に地方税電子化協議会でサービスを開始したシステムであり、対象税目を順次追加している。 ・このシステムでは、個人住民税等の申告、法定調書の提出、各種申請届出について、書面に代えインターネットを通じて手続が行えるものである。また、年金保険者とは、DVDを介して手続を行っている。 ・各地方団体にeLTAXで申告された給与支払報告書等データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システムが受領する。 ・審査システム(通知書作成システムを含む。以下同じ。)には、給与・公的年金等の支払をする者から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する機能がある。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（個人住民税システムへファイル転送している）
<b>システム4</b>	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき平成23年1月から所得税申告書等の電子的データの送付が国から地方団体へ開始された。 ・国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データが総合情報ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税共同機構が運営管理する地方税ポータルセンタを通じて、所得税確定申告書、法定調書等を受領する。また、地方税ポータルセンタを通じて、扶養是正情報等を国税庁に送付する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（個人住民税システムへファイル転送している）
<b>システム5</b>	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認 ・申告書の受付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等をもとに住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 2. 本人確認情報検索 ・統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 3. 機構への情報照会 ・全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（
<b>システム6</b>	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	1. 宛名情報等管理機能 ・宛名情報等を統合宛名番号、宛名番号、個人番号等とひも付けて保存し、管理する。 2. 抑止登録機能 ・異動更新、帳票発行の抑止設定を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書コンビニ交付システム、審査システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、障害福祉システム、自立支援システム、子ども子育て支援システム、予防接種システム（成人）、予防接種システム（未成年）、市営住宅管理システム、介護用品システム、国民健康保険システム、国民年金システム、児童扶養手当システム、母子保健システム、児童手当システム、医療助成システム、就学支援システム）
<b>システム7</b>	
①システムの名称	統合宛名システム

②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 統合宛名番号付番機能 ・統合宛名番号が未登録の個人について、新規に統合宛名番号を付番する。</li> <li>2. 情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを使用して提供する必要がある情報について、各業務システムからデータを抽出しレイアウト変換後、中間サーバーへ転送する。</li> <li>3. 情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを使用して照会することが可能な情報について、既存業務システムからの要求に基づき、照会し、照会結果を受け取る。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ○ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ○ ] 宛名システム等                                              [ ○ ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他    ( 中間サーバー、生活保護システム                                              )</p>
<b>システム8</b>	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>2. 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</li> <li>3. 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>4. 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>7. データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 ・暗号化／復号化機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10. システム管理機能 ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</li> </ol>

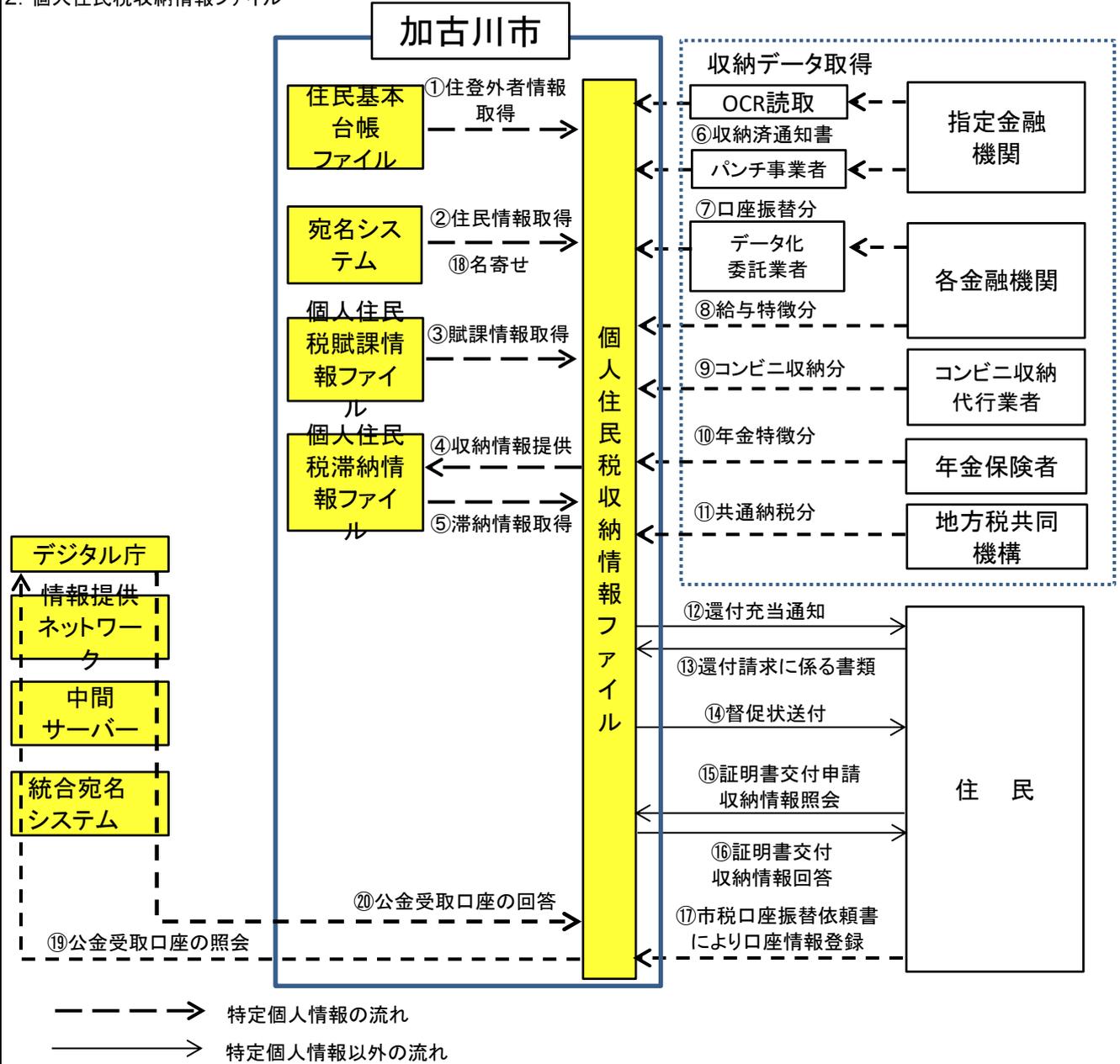
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> その他 (	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 税務システム )
<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>		
(1) 個人住民税賦課情報ファイル (2) 個人住民税収納情報ファイル (3) 個人住民税滞納情報ファイル		
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>		
①事務実施上の必要性	1. 個人住民税賦課情報ファイル ・個人住民税の適正な賦課決定及び減免を行うため、住民の所得情報を正確に把握する必要があるため。 2. 個人住民税収納情報ファイル ・個人住民税の収納管理に関連する事務を適正に行うため。 3. 個人住民税滞納情報ファイル ・公平、公正な個人住民税の徴収を行うため、督促状を送付しても完納されない場合に、滞納整理を行うため。	
②実現が期待されるメリット	・正確な住民の所得情報を把握することで二重課税や課税ミスを防止でき、賦課決定、減免、収納管理及び滞納整理が適正に行われる。	
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>		
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表省令」という。)により個人番号の利用を行うことができるとされているもの  番号法 ・第9条第1項及び別表24の項  ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。	
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>		
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という。)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条例施行規則」という。)により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるものとされているもの</p> <p>(1)番号法 【情報提供及び照会の根拠】 ・第19条第8号</p> <p>情報提供省令 【情報提供の根拠】 ・第2条の表のうち利用特定個人情報地方税関係情報である各項 【情報照会の根拠】 ・第2条の表48の項</p> <p>(2)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第9号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則</p> <p>※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。</p>
<p><b>7. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>市民税課、収税課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民税課長、収税課長</p>
<p><b>8. 他の評価実施機関</b></p>	
<p></p>	



(別添1) 事務の内容

2. 個人住民税収納情報ファイル

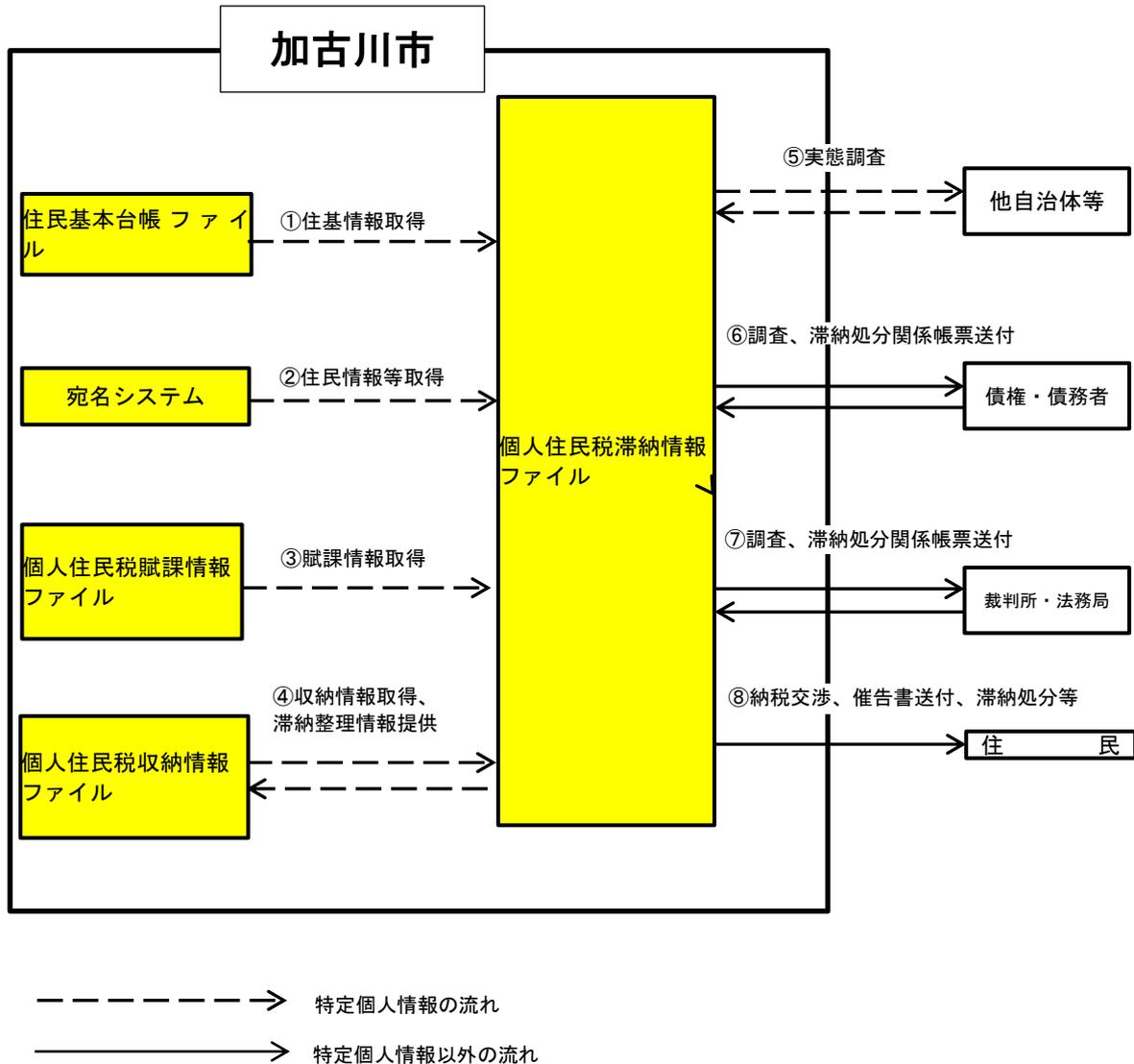


(備考)

- ① 住登外者の住民票関係情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。
- ② 氏名、住所等の住民情報を取得する。
- ③ 個人住民税の賦課に関する情報を取得する。
- ④ 個人住民税の収納に関する情報を提供する。
- ⑤ 個人住民税の滞納に関する情報を取得する。
- ⑥ 指定金融機関から収納済通知書情報を取得する。
- ⑦ 委託事業者が集約した各金融機関からの口座振替情報を取得する。
- ⑧ 各金融機関からの給与特徴情報を取得する。
- ⑨ コンビニ収納代行業者よりコンビニ収納情報を取得する。
- ⑩ 年金保険者より年金特徴情報を取得する。
- ⑪ 地方税共同機構より納付情報を取得する。
- ⑫ 過誤納となったデータをもとに還付充当通知書を出し、対象となる住民に送付する。
- ⑬ 還付請求に係る書類を取得する。
- ⑭ 収納情報をもとに督促状を出し、対象となる住民に送付する。
- ⑮ 住民から納税証明書交付申請書を取得する。収納情報に関する照会を受ける。
- ⑯ 申請内容、聞き取り内容により個人を特定し、納税証明書を交付、また収納情報について回答する。
- ⑰ 住民から市税口座振替依頼書を取得し、口座情報を登録する。
- ⑱ 氏名、生年月日、住所等の情報により収納情報を名寄せする。
- ⑲ 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を照会する。
- ⑲ 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を回答する。

(別添1) 事務の内容

3. 個人住民税滞納情報ファイル



(備考)

- ①住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。
- ②氏名、住所等の住民情報を取得する。
- ③個人住民税の賦課に関する情報を取得する。
- ④個人住民税の収納に関する情報を取得する。また、滞納処分に関する情報等を提供する。
- ⑤滞納者の所得や財産状況等を他の自治体等に対し照会する。また、他の自治体から照会があった場合は、調査のうえ回答する。
- ⑥債権・債務者(金融機関や給与支払者等)に対して照会を行い、差押対象財産を調査する。滞納処分を行ったときは、関係帳票を送付する。
- ⑦裁判所に対して、滞納処分関係帳票を送付する。法務局に対して、不動産の調査や、差押え時の登記嘱託を行う。
- ⑧滞納者に対して、催告書の送付や電話催告により、納税交渉を行う。  
納付意思がなく、財産調査により財産を確認できた場合は、差押等の滞納処分を行う。  
財産が確認できない場合は、執行停止処理を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
その必要性	・個人住民税の適正な賦課業務のために、必要な特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;識別情報&gt; 対象者を特定するために記録する。</li> <li>&lt;連絡先情報&gt; 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録する。</li> <li>&lt;業務関係情報&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係情報 対象者の所得税に係る情報を記録し、個人住民税を算出し賦課決定する。</li> <li>・地方税関係情報 税額通知・証明書等の帳票印刷を行うために、算出した個人住民税額を記録する。</li> <li>・生活保護関係情報 個人住民税の非課税判定を行うために、生活保護関連の給付情報を記録する。</li> <li>・障害者福祉関係情報 個人住民税の障害者控除の適用のために記録する。</li> <li>・医療保険関係情報、介護関係情報、年金関係情報 年金特徴のために各種保険特徴の開始情報を記録する。</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民税課



	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・個人住民税額の賦課決定、減免の決定及び却下。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b>		
委託の有無 ※	[ 委託する ]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 5 ) 件
<b>委託事項1</b>		
申告書等データパンチ業務		
①委託内容		
・収集した各種申告書の情報を電子データに変換する。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		
[ 特定個人情報ファイルの一部 ]		
<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数		
[ 10万人以上100万人未満 ]		
<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※		
・1月1日現在で加古川市に住民票がある者及び住民票は無いが居住実態がある者のうち申告等があった者		
その妥当性		
・電算処理業務のために各種申告書の情報を電子データに変換する必要があるため。		
③委託先における取扱者数		
[ 10人以上50人未満 ]		
<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		
[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
[ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙		
[ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法		
・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧		
⑥委託先名		
・(株)関西情報センター		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	
<b>委託事項2</b>		
住民情報システムの運用保守業務		
①委託内容		
・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム、統合宛名システム)の運用保守業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		
[ 特定個人情報ファイルの全体 ]		
<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数		
[ 10万人以上100万人未満 ]		
<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 ※		
・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者		
その妥当性		
・システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。		

③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (庁舎内の事務室等にてシステムを直接操作するため提供は行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	
⑥委託先名		・㈱日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・住民情報システムの運用保守の一部	
<b>委託事項3</b>		審査システム、国税連携システムの運用保守業務	
①委託内容		・審査システムの審査サーバ、及び国税連携システムの国税受信サーバの維持管理に関わる業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者及び住民票は無いが居住実態がある者のうち審査システムまたは国税連携システムを使用した申告等があった者	
	その妥当性	・審査システムを利用してデータの送信を行うため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システムの保守を行う業務であるため、特定個人情報ファイルの提供を行わない。)	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ	
⑥委託先名		・㈱NTTデータ・アイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・審査システム、国税連携システムの運用保守業務の一部	

<b>委託事項4</b>		バックアップデータ遠隔地保管業務
①委託内容		・バックアップデータを記録した外部記録媒体の遠隔地保管業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
	その妥当性	・大規模災害によるシステム障害が発生した際の復旧作業を行うために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ
⑥委託先名		・(株)NXワンビシアーカイズ
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]         <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>委託事項5</b>		証明書コンビニ交付システム運用保守業務委託
①委託内容		・証明書コンビニ交付システムの運用保守に関わる業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
	その妥当性	・証明書コンビニ交付システムの保守に関わる業務において、バックアップデータを作成する際等に、すべての住民基本台帳ファイルを取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]         <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( システムの保守を行う業務であるため、特定個人情報ファイルの提供を行わない。 )

⑤委託先名の確認方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加古川市情報公開条例に基づく開示請求</li> <li>・担当課への電話等による問合せ</li> <li>・契約検査課窓口での閲覧</li> </ul>
⑥委託先名		・㈱日立システムズ 関西支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。</li> <li>・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。</li> </ul>
	⑨再委託事項	・証明書コンビニ交付システム運用保守業務の一部
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 77 ) 件 <input checked="" type="checkbox"/> 移転を行っている ( 11 ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
提供先1	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた情報照会者の欄に掲げる者	
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号	
②提供先における用途	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務	
③提供する情報	・地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度	
提供先2	教育委員会 学務課	
①法令上の根拠	・番号利用条例第4条	
②提供先における用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務</li> <li>・学校教育法による就学に要する費用についての援助に関する事務</li> </ul>	
③提供する情報	・地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input checked="" type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 庁内連携システム )	

⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度
<b>提供先3</b>	国税庁長官、都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第10号
②提供先における用途	・国税、地方税に関する事務
③提供する情報	・地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度
<b>提供先4</b>	給与特別徴収義務者
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号
②提供先における用途	・給与からの特別徴収に関する事務
③提供する情報	・給与からの特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・給与からの特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="radio"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・当初課税及び更正時(月2回)
<b>提供先5</b>	年金特別徴収義務者
①法令上の根拠	・番号法第19条第1号
②提供先における用途	・年金からの特別徴収に関する事務
③提供する情報	・年金からの特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・年金からの特別徴収の対象となる年金所得者

⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・当初課税及び月1～2回のデータ収集日
<b>提供先6</b>	各自治体
①法令上の根拠	・番号法第19条第9号
②提供先における用途	・番号法第19条第9号に基づき、委員会規則で定めるもの
③提供する情報	・地方税関係情報であって、委員会規則で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	・特定個人情報の提供の求めがあった都度
<b>移転先1</b>	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例に定める事務を行う者(別紙を参照)
①法令上の根拠	・番号利用条例第3条
②移転先における用途	情報提供省令第2条の表特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙を参照)
③移転する情報	・地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者の一部(加古川市に個人住民税に係る申告書等を提出した対象者)
⑥移転方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 原則として庁内連携システムによって移転するが、庁内連携システムで対応できないもの限り個人住民税システムを直接参照する。 )
⑦時期・頻度	・賦課決定の都度

**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>①保管場所 ※</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> </li> <li>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</li> </ul> <p>&lt;当市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバに保管している。</li> <li>・バックアップ媒体は、施錠可能な屋内の耐火金庫に保管している。</li> <li>・申告書等は、鍵付の書庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;遠隔地バックアップ保管における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>&lt;審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物自体の耐震性能は震度6強相当の地震にも耐えうる建物となっている。</li> <li>・水害対策として海岸線より離れた場所に設置し、自治体が定めている『液状化がほとんど発生しない地域』並びに『0.2m以上浸水しない場所』に設置している。</li> <li>・建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施。</li> <li>・各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。</li> <li>・生体認証で入退出を行うマシン室内のサーバについては鍵付きラック内に設置されている。</li> </ul>												
	<p>②保管期間</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p> <p>その妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第17条の5により個人住民税の賦課決定及び更正決定については最大7年間行える。</li> </ul>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													

<p>③消去方法</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</li> <li>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</li> <li>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</li> </ul> <p>&lt;当市の保有システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間が終了したものはシステムで一括消去する。</li> <li>・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> <p>&lt;審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムの審査サーバ及び国税連携システムの国税連携データ受信サーバ内のデータは、審査クライアント及び国税連携クライアントから操作手引書により当市の権限ある職員が定められた手順により消去する。</li> </ul>
<p>7. 備考</p>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 個人住民税収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者
その必要性	・個人住民税の収納管理に関連する事務を適正に行うため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;識別情報&gt; 収納関連事務処理のために個人を特定するため。</li> <li>&lt;連絡先情報&gt; 収納関連事務処理において個人特定、照会、関係帳票の送付等を行うため。</li> <li>&lt;業務関係情報&gt; 収納、督促、還付等に際し、公金受取口座情報を利用するため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	・収税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 (市民課)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 (地方公共団体情報システム機構、年金保険者)</li> </ul>



①委託内容		・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム、統合宛名システム)の運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者	
その妥当性		・システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 担当部署内でのシステム端末により、必要な作業を行う。 )	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	
⑥委託先名		・(株)日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・住民情報システムの運用保守の一部	
<b>委託事項2</b>		バックアップデータ遠隔地保管業務	
①委託内容		・システムバックアップデータの遠隔地への集配・保管業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者	
その妥当性		・大規模災害によるシステム障害が発生した際の復旧作業を行うために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	

⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ
⑥委託先名		・(株)NXワンビシアーカイクス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>		
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる本人の数		[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
3. 個人住民税滞納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者
その必要性	・公平、公正な個人住民税の徴収を行うため、督促状を送付しても完納されない場合に、滞納整理を行うため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;識別情報&gt; 対象者を正確に特定するため。</li> <li>&lt;連絡先情報&gt; 対象者の催告書、滞納処分関係調書等の送付先の把握のため。</li> <li>&lt;業務関係情報&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税関係情報 滞納処分に必要な財産情報等を記録し、滞納処分等を行うため。</li> <li>・納税相談内容や納税計画等の情報を記録するため。</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報 生活保護の受給状況により、執行停止等の判断を行うため。</li> </ul> </li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	・収税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、生活福祉課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 裁判所、法務局 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構、債権・債務者 )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 本人からの聴き取り、住民基本台帳ネットワークシステム )	
③入手の時期・頻度	<庁内> ・賦課システムの更新の都度、データを入力する。 <他の行政機関等> ・財産調査を行った都度、データを入力する。 <その他> ・財産情報、生活状況等を本人から聴き取った都度、データを入力する。	
④入手に係る妥当性	・地方税法第20条の11により、地方税に関する調査について必要がある場合に取得する。	
⑤本人への明示	・滞納状況等調査回答に係る各種情報については、地方税法第20条の11の条文に基づき、収集している。	
⑥使用目的 ※	・滞納整理に必要な財産情報を収集し、滞納処分等を行うため。	
	変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体	使用部署 ※	・収税課
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・滞納整理に必要な各種財産の調査、整理を行う。 ・財産情報に基づき、滞納処分や執行停止処理を行う。 ・納税相談や納税計画の管理を行う。	
	情報の突合 ※	・住民異動により変更された特定個人情報については、庁内システムの連携により、内部番号で突合する。 ・他の行政機関等によるものは、当市で登録されている宛名情報と突合する。
	情報の統計分析 ※	・滞納整理状況に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別し得るような情報の統計分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・滞納処分、納期限変更告知、執行停止、徴収猶予、換価の猶予、延滞金の減免
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> ( ) 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 2) 件	

<b>委託事項1</b>		住民情報システム運用保守業務	
①委託内容		・住民情報システム(個人住民税システム、宛名管理システム、統合宛名システム)の運用保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者、納税管理人、相続代表者	
	その妥当性	・システムの運用・保守業務を実施するために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 庁舎内の事務室等にてシステムを直接操作するため提供は行わない。 )	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査課窓口での閲覧	
⑥委託先名		・(株)日立システムズ 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先からの再委託の申出に対して、加古川市が承諾を行った場合に限っている。 ・再委託を行う場合は、委託先が再委託先にも当該契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為について一切の責任を負うことを契約書に明記し義務付けている。	
	⑨再委託事項	・住民情報システムの運用・保守の一部	
<b>委託事項2</b>		バックアップデータ遠隔地保管業務	
①委託内容		・システムバックアップデータの遠隔地への集配・保管業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・個人住民税納税義務者	
	その妥当性	・大規模災害によるシステム障害が発生した際の復旧作業を行うために、特定個人情報ファイル全体を取り扱う必要があるため。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ	

⑥委託先名		・(株)NXワンビシアーカイクス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1		国税庁長官、都道府県知事、市町村長	
①法令上の根拠		・番号法第19条第10号	
②提供先における用途		・滞納者の実態調査のため。	
③提供する情報		・地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		・個人住民税納税義務者	
⑥提供方法		[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑦時期・頻度		・特定個人情報の提供の求めがあった都度	
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>			
①保管場所 ※		<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。</li> <li>・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。</li> <li>・調査関係書は、鍵付の書庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;遠隔地バックアップ保管における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。</li> </ul>	
②保管期間	期間	[ 20年以上 ]	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・滞納が継続する間は、滞納状況、処分状況、納税者との折衝状況等について管理する必要があるため。	

<p>③ 消去方法</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。</p> <p>③ 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>&lt;当市の保有システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。</li> <li>・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</li> </ul>
<p><b>7. 備考</b></p>	

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

別添資料に記載

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 個人住民税賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付マニュアル及び本人確認に関する要領に基づき、窓口において申告書の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</li> <li>・審査システムでは、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続きを行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。</li> <li>・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報しか入手は行われない。</li> <li>・庁内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムに保有している情報と突合し、対象者以外の情報を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。</li> <li>・審査システムは、利用者から法令等により定められた様式で受領することから、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> <li>・国税連携システムは、国税庁から、法令等により定められた様式で送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> <li>・庁内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムにて必要な情報のみが更新、管理できるため、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民からの申告情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、申告書等の様式は法令で定められており、必要な項目しか記載できない様式になっている。</li> <li>・eLTAXホームページ上で、eLTAXは地方税に関する各種手続きを行うためのシステムであることを明確にしている。また、上記のとおり、利用者ID及び暗証番号がシステムに登録されている利用者しかeLTAXを利用することができない。これらによって利用者に、eLTAXで受付けた情報が、地方税事務のために使用されることを明示している。なお、地方税ポータルセンタからLGWANを介し、審査サーバでデータを入手する。</li> <li>・国税連携データ受信サーバには、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御している。</li> <li>・庁内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、対象外のシステムからの入手が行われないようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	

<p>入手の際の本人確認の措置の内容</p>	<p>&lt;申告受付による入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告受付時に窓口において下記のような本人確認を行う。</li> <li>・個人番号カードの提示を求める。</li> <li>・写真入りの官公庁発行の身分証明書等の提示を求める。</li> <li>・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)等2点の提示を求める。</li> <li>・本人しか知りえない住民情報等の記載を求める。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムからの入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第3条(電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることなどにより、本人確認した情報の提供を受ける。</li> <li>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)</li> </ul>
<p>個人番号の真正性確認の措置の内容</p>	<p>&lt;申告受付による入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カードの提示</li> <li>・通知カード+官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、当市が適当と認めるものの提示</li> <li>・住基ネットまたは住民基本台帳により確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムからの入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法施行規則第3条第2号イの規定に基づき、地方公共団体情報システム機構から、機構保存本人確認情報の提供を受けるなどの方法により行う。</li> <li>・特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は上記と同様である。)</li> </ul>
<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p>&lt;申告受付による入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</li> <li>・正確性に疑義が生じた場合は税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行なった者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムからの入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法に基づいて当市に提出する申告書、法定調書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</li> <li>・税務基幹システムでは、これらの申告書、法定調書等情報や納税の実績等を入力することにより、地方税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査に活用しているところである。</li> <li>・なお、納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。</li> <li>・国税連携システムで入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正された情報が国税庁から送信されてくる。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;申告受付による入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付窓口は卓上パーテーションを設置し、且つ、モニターにはプライバシーフィルターを設置することにより覗き見を防止している。</li> <li>・入手した申告書等については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。</li> <li>・審査システム、国税連携システムからの入手は、通信先を限定することで漏えい・紛失を防止している。</li> <li>・庁内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われることで、漏えい・紛失を防止している。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムからの入手における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手元である利用者からの入手は、利用者から地方税ポータルセンタまではインターネット回線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。</li> <li>また、特定個人情報の入手元である年金保険者からの入手は、年金保険者から地方税ポータルセンタまではDVD、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、審査システムを利用して入手している。</li> <li>・特定個人情報の入手元である国税庁からの入手は、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用線、地方税ポータルセンタからはLGWANを通じて、国税連携システムを利用して入手している。</li> </ul>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>-</p>	
<p><b>3. 特定個人情報の使用</b></p>	
<p>リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク</p>	
<p>宛名システム等における措置の内容</p>	<p>・宛名管理システムは、個人番号利用事務または個人番号関係事務を行う者以外は、特定個人情報へのアクセスが行えないよう制御されている。</p>
<p>事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税システム等は、当該事務に必要な情報以外取扱っておらず、事務に必要な情報との紐付けは行われない。</li> <li>・審査システム及び国税連携システムは、当該事務に必要な情報以外送付されない仕組みとなっている。</li> <li>・証明書コンビニ交付システムは、コンビニエンスストアのキオスク端末から証明書を交付するシステムであり、必要な情報はシステム内で連携されており、事務に従事する者が情報にアクセスできない仕組みとなっている。</li> </ul>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>-</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き打ちチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年1回特定個人情報の取り扱いに関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 ・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・所管課設置の端末において複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては契約仕様書にて許可を得ない複製を禁止している。 ・職員に対しては、年1回特定個人情報保護に関する研修を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	



再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保については、委託先と同様に義務付けることを契約書に明記している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>&lt;庁内のデータ連携で提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。システムの更新内容がそのまま連携されるため、更新記録が庁内システムへの提供・移転の記録となり、記録は磁気ディスクに7年分保存する。</li> <li>また、端末で情報を利用した場合は、システムを操作した記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。</li> </ul> <p>&lt;紙により提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収義務者への通知、他の自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムで提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、番号法第19条第1号に基づき、特定個人情報（特別徴収税額通知等）の提供を行う。</li> <li>・なお、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、当市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> <li>・国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報（扶養は正情報等）の提供を行う。</li> <li>・その際には、番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</li> <li>・なお、国税庁及び他市町村との間の連携については、当市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;庁内のデータ連携で提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提供、移転については、法令に定めがあるものに限り許可している。</li> <li>・法令に定めがある事を確認したうえでシステム連携等の設定を行っている。</li> </ul> <p>&lt;紙により提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別徴収義務者への通知、他の自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムで提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</li> <li>・審査システム及び国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul>	

その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;庁内のデータ連携で提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ連携については、法令で認められた提供・移転先に限りシステム上自動連携されるため、不適切な提供・移転は行われぬ。</li> <li>・各システムへのアクセスは、権限のある者に限定している。</li> <li>・照会画面の参照記録を残しており、記録の抜き取りチェックを行っている。</li> </ul> <p>&lt;紙により提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第10号の規定により、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムで提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</li> <li>・なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、当市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> <li>・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、当市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;庁内のデータ連携で提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携先は庁内システムであり、システムの制御により認められたシステムしか連携できない。庁内連携は、自動連携システムが確立されているため、誤った情報を提供・移転したり、誤った相手に提供・移転することはない。</li> </ul> <p>&lt;紙により提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の実施機関への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っており、誤った情報を相手に提供することはない。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムで提供する分&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査システム及び国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</li> <li>・なお、審査システムにおいて、厚生労働大臣等及び企業等の給与支払者との間の連携については、当市と厚生労働大臣等とは、LGWANとDVD、企業等の給与支払者とはLGWANとインターネット回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</li> <li>・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、当市と国税庁及び他市町村とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報は正確性が保たれる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での入手であるため、漏洩・紛失のリスクはない。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。          ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。          ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          ・番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されているため、安全は確保される。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク</p>	

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          ・提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。          ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          ・中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。          ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。          ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れている 2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。          ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。          ・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。          ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。          ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           具体的な対策の内容         </div>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバーラック内のサーバーに保管している。</li> <li>・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。</li> <li>・申告書等は、鍵付の書庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;遠隔地バックアップ保管における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。</li> <li>また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> </ul> <p>&lt;審査システム及び国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を保管している建物内のセキュリティ対策として24時間365日の有人警護、入退者への手荷物検査の実施並びに入退室チェックを実施。</li> <li>また各ポイント毎に監視カメラを設置し堅牢性・安全性を確保している。</li> <li>・特定個人情報を取得するために審査サーバ及び受信サーバへアクセスを行う端末は、ICカードを用いて入館を行うマシン室に設置しており、マシン室は監視カメラを設置し、監視を行っている。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	<p>具体的な対策の内容</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。</li> <li>・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。</li> <li>・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;審査システム、及び国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報のデータについては、日々、データのバックアップを実施しており、復旧を行うことが可能となっている。</li> <li>・特定個人情報を取得するために電子申告サーバ及び国税連携受信サーバへのアクセスを行う端末には別途、セキュリティソフトをインストールしており、外部媒体等へのコピーを行うことができない。</li> </ul>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている      2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>

⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税システムの賦課情報は、各種申告情報に基づいて賦課決定を行ったうえで税額通知を行うため、住民における確認がとられ、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。</li> <li>・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 個人住民税収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・個人住民税収納情報ファイルは、個人住民税賦課情報ファイルと庁内連携しているため、個人住民税賦課情報ファイルのリスク対策により対象者以外の情報は連携情報として保持していない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・個人住民税収納情報ファイルは、個人住民税賦課情報ファイルと庁内連携しているため、個人住民税賦課情報ファイルのリスク対策により収納管理に必要な情報以外の情報は連携情報として保持していない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、作成した情報を連携により取得している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、作成した情報を連携により取得している。
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、作成した情報を連携により取得している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。 ・また、帳票類、督促状、還付充当通知等の送付において、住民から誤り等の指摘があれば、調査を行った上で誤りが確認できれば修正を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<入手における措置> ・個人住民税賦課情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。また、緊急的に即時対応が必要な場合などにおいて、賦課情報を課税課より紙により入手した場合、登録等の作業完了後、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理システムは、個人番号利用事務または個人番号関係事務を行う者以外は、特定個人情報へのアクセスが行えないよう制御されている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムは、当該事務に必要な情報以外取り扱っておらず、事務に必要なない情報の紐付けは行われない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的を確認し、業務上アクセスが不要となったユーザIDやアクセス権限を変更または削除している。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年1回特定個人情報の取り扱いに関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 ・システム操作記録を取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・所管課設置の端末において複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては契約仕様書にて許可を得ない複製を禁止している。 ・職員に対しては、年1回特定個人情報保護に関する研修を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ○ ] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での連携となるので安全は確保される。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーとの連携は団体内宛名番号で紐づく仕組みのため、入手した特定個人情報は正確性が保たれる。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>3) 課題が残されている</p>	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムは中間サーバーとLGWANで接続される等、外部を排除した限られたネットワーク内での入手であるため、漏洩・紛失のリスクはない。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</li> <li>・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</li> <li>・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</li> </ul>
---------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法上認められた職務権限を有する職員しか特定個人情報にアクセスが行えないよう制御されているため、安全は確保される。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提供の記録が逐一保存される仕組みが整備された情報提供ネットワークシステムを用いて連携することで、不適切な方法で特定個人情報が提供されることを防止する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</li> <li>中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</li> <li>中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの連携は適切な頻度で行い、その正確性を担保する。また、情報提供の際は相手先とその妥当性について検証し、誤った相手に提供してしまうことを防止することが担保されたシステムを国が構築している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</li> <li>・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</li> </ul> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体との間の通信についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な部屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。</li> <li>・バックアップ媒体は、施錠可能な部屋内の耐火金庫に保管している。</li> <li>・調査回答文書は、鍵付の書庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt;遠隔地バックアップ保管における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。</li> <li>また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又は ガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。</li> <li>・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。</li> <li>・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		

再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法で保管している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税収納情報ファイルは、個人住民税賦課情報ファイルと連携されており、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。</p> <p>・保管期間を過ぎた申告書等紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt; データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
3. 個人住民税滞納情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク							
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内からの各種情報の入手は、各システムとの連携により行われるため、対象者以外の情報は入手されない仕組みとなっている。</li> <li>・紙媒体（生活保護関係情報や他の実施機関からの税務照会）による特定個人情報の入手については、庁内の各システムとの連携による本人情報を確認のうえ登録を行い、対象者以外の情報の入手防止を行う。</li> </ul>						
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内からの各種情報の入手は、各システムとの連携により行われるため、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> <li>・紙媒体（生活保護関係情報や他の実施機関からの税務照会）による特定個人情報の入手については、庁内の各システムとの連携による本人情報を確認のうえ登録を行い、必要な情報以外の入手防止を行う。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内からの各種情報の入手は、接続可能なシステムを予め登録し、許可されたシステムに限定することで、対象外の業務・システムからの入手が行われないようにしている。</li> <li>・紙媒体（生活保護関係情報や他の実施機関からの税務照会）による特定個人情報の入手については、その根拠となる番号法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方税法及び国税徴収法の規定を確認し、適正な情報の入手を行う。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク							
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税賦課情報ファイル及び個人住民税収納情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。</li> <li>・他の実施機関から入手する調査回答は、調査票等に記載された個人番号・4情報と、庁内の各システムとの連携により入手される本人情報により確認を行う。</li> </ul>						
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税賦課情報ファイル及び個人住民税収納情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。</li> <li>・他の実施機関から入手する調査回答においては、入手元において個人番号の真正性確認を行っている。</li> <li>・入手した特定個人情報に疑義がある場合は、提供元に確認を行う。</li> </ul>						
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住民税賦課情報ファイル及び個人住民税収納情報ファイルにおいて、適正なリスク対策により取得、登録した情報を連携により取得している。</li> <li>・他の実施機関から入手する調査回答においては、入手元において個人番号の正確性を確保している。</li> <li>・誤りがあった場合は、調査を行い誤りが確認できたときは修正を行う。</li> </ul>						
その他の措置の内容	—						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内からの各種情報の入手は、接続可能なシステムを予め登録し、許可されたシステムに限定することで、漏えい・紛失を防止している。</li> <li>・紙媒体の場合は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付の書庫に保管する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
＜選択肢＞							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理システムは、個人番号利用事務または個人番号関係事務を行う者以外は、特定個人情報へのアクセスが行えないよう制御されている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムでは、当該事務に必要な情報以外取扱っておらず、事務に必要な情報との紐付けは行われない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。 ・システムを利用している間は、認証用カードが必要な仕組みとなっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・事務を所管する所属長の承認により、システム管理部門において認証用カードおよびユーザIDの発行を行っている。 ・権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、アクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・職員に対しては、年1回特定個人情報の取り扱いに関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。 ・システム操作記録を取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・所管課設置の端末において複製できない仕組みとなっている。 ・委託先に対しては契約仕様書にて許可を得ない複製を禁止している。 ・職員に対しては、年1回特定個人情報保護に関する研修を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	・システムの運用等を委託するときには、プライバシーマークやISMSの取得など、委託先における個人情報保護に対する取組みを評価している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	・委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者および更新者は、業務に必要な最小限の者とし、実施体制の提出を義務付けている。 ・実施体制に記載がある者しかアクセスできないように権限設定している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・職員と同様にシステム操作記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・委託先(再委託先を含む)から他者への提供の禁止を契約書に明記している。 ・ルールの遵守については、定期的に報告を受ける。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。  <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。  <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・個人情報の取扱いについて、下記の内容を契約書に明記している。 ①データの秘密保持に関する事項 ②再委託の禁止又は制限に関する事項 ③データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項 ④データの複写及び複製の禁止に関する事項 ⑤事故発生時における報告義務に関する事項 ⑥立入調査の実施に関する事項	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保については、委託先と同様に義務付けることを契約書に明記している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・他の実施機関への調査の依頼、結果の送付の際には、情報提供の記録を保管している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第9号の規定により、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。</li> <li>・個人住民税滞納情報ファイルへのアクセスは、権限のある者に限定している。</li> <li>・システム操作記録について、不定期で抜き取りチェックを行っている。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・他の実施機関への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を行っており、誤った情報を相手に提供することはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。            ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;            ・入室管理(入室者の制限および入室記録の取得)を行っている区域内の施錠可能な屋内の免震装置の上に設置した施錠可能なサーバラック内のサーバーに保管している。            ・バックアップ媒体は、施錠可能な屋内の耐火金庫に保管している。            ・調査文書は、鍵付の書庫に保管している。</p> <p>&lt;遠隔地バックアップ保管における措置&gt;            ・バックアップ媒体を鍵付メディアケース(鍵は市側のみで保有)に入れ、専用集配車両により搬送し、専用保管庫にて管理を行っている。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;            ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。            ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。            ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。            ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。            ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。            ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。            ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。            ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>&lt;当市における措置&gt;            ・シンクライアントシステムを採用しており、特定個人情報ファイルにアクセスする業務用端末は、基本的に端末側に業務データが残らない仕組みになっている。            ・外部へのデータの書き出しは、所属長の承認を得て特定の端末から行うよう制限している。            ・ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルを更新している。            ・ファイアウォールを導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。            ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt; 1) 発生あり</p>	<p>2) 発生なし</p>
<p>その内容</p>			

	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	・生存者の個人番号と同様の方法で保管している。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人住民税滞納情報ファイルの情報については、賦課情報は個人住民税賦課情報ファイルと、収納情報は個人住民税収納情報ファイルと連携されており、古い情報のまま保管され続けることはない。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。</li> <li>・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</li> </ul> <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法		<当市の保有システムの運用における措置> ・年に1回、担当部署内において、評価書に関し、チェックリストによる自己点検を行い、運用状況を確認することとしている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。  <審査システム及び国税連携システムにおける措置> ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。
②監査	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な内容		<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。  <当市の保有システムの運用における措置> ・年に1回、以下の観点による内部監査を実施することとしている。 ①評価書記載事項と運用実態のチェック ②情報セキュリティに関する体制整備 ③情報セキュリティに関する周知・教育  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に外部監査を行うこととしている。  <審査システム、及び国税連携システムにおける措置> ・審査システム、及び国税連携システムについては、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 ・地方税ポータルセンタについては、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法		<当市における措置> ・職員に対して、年1回、特定個人情報の取扱いに関する研修を実施することとしている。 ・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保するとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。  <審査システム、及び国税連携システムにおける措置> ・担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。
3. その他のリスク対策		

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条の規定に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市ホームページ上に請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	<p>[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span></p> <p>写しの交付(コピー)に要する費用[白黒 10円/1枚、カラー 20円/1枚] 納付方法:現金 (手数料額、納付方法: ※なお来庁するのが困難であるなど相当の理由により郵送により開示する場合は、加えて郵送に要する費用(実費) 納付方法:郵便振込)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人市民税・県民税及び森林環境税賦課台帳</li> <li>・滞納整理システム</li> <li>・収納・滞納管理システム</li> </ul>
公表場所	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所 総務部 総務課 行政資料室 及び市ホームページ
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 市民税課 個人市民税第1係(079-427-9163) 個人市民税第2係(079-427-9164) 収税課 収納係(079-427-9170) 管理係(079-427-9709)
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。</li> <li>・必要に応じて関係部署に通知する。</li> </ul>

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	・パブリックコメント方式による意見聴取を実施した。 ・収税課、東加古川市民総合サービスプラザ、市民センター及び公民館において、案を閲覧できるようにするとともに、市ホームページにも掲載した。 ・意見の提出は、郵送、ファックス、ホームページ、又は上記の各施設に設置した意見提出箱への投函により受け付けた。
②実施日・期間	令和5年9月15日(金)から令和5年10月16日(月)まで(32日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	提出意見なし
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年1月12日(金)
②方法	・加古川市情報公開・個人情報保護審査会において、第三者点検を実施した。
③結果	・評価実施手続等は指針に適合し、かつ評価内容は評価の目的等に照らし妥当であるとの評価を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-②システムの機能-11. 還付充当管理	・確定税額より多く納付された超過額を還付、充当処理する。	・確定税額より多く納付された超過額を還付、充当処理する。 ・情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事前	
令和6年3月18日	(別添1)事務の内容-2. 個人住民税収納情報ファイル-図中	(追加)	・公金受取口座の照会・回答の流れを明示	事前	
令和6年3月18日	(別添1)事務の内容-2. 個人住民税収納情報ファイル-備考	(追加)	⑱ 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を照会する。 ⑳ 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を回答する。	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要-1. 特定個人情報ファイル名-2. 個人住民税収納情報ファイル-2. 基本情報-④記録される項目-主な記録項目-業務関係情報-その他	(追加)	口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要-1. 特定個人情報ファイル名-2. 個人住民税収納情報ファイル-2. 基本情報-④記録される項目-その妥当性-〈業務関係情報〉	収納、督促、還付等の事務を行うため。	収納、督促、還付等に際し、公金受取口座情報を利用するため。	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要-1. 特定個人情報ファイル名-2. 個人住民税収納情報ファイル-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元-行政機関・独立行政法人等	(追加)	デジタル庁	事前	
令和6年3月18日	II 特定個人情報ファイルの概要-1. 特定個人情報ファイル名-2. 個人住民税収納情報ファイル-3. 特定個人情報の入手・使用-②入手方法	(追加)	情報提供ネットワークシステム	事前	
令和6年3月18日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目-2. 個人住民税収納情報ファイル-【収納】-410	(追加)	口座登録・連携ファイル関係情報	事前	
令和6年3月18日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号。以下「委員会規則」という。)	事後	-
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	-
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二	番号法第19条第8号別表第二	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先3-①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先6-①法令上の根拠及び②提供先における用途	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【収納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤本人への明示	・照会事務、証明書発行については、個人情報保護条例第6条第2項の規定による本人から収集した情報をもとに行う。	(削除)	事後	加古川市個人情報保護条例の廃止に伴うもの
令和6年3月18日	【滞納情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)-リスク3:入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク-入手の際の本人確認の措置の内容	番号法施行規則第4条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第3条	事後	法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策-2. 特定個人情報の入 手(情報提供ネットワークシ ステムを通じた入手を除く。)ー リスク3: 入手した特定個人情 報が不正確であるリスク-個人 番号の真正性確認の措置の 内容	番号法施行規則第4条第2号イ	番号法施行規則第3条第2号イ	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策-5. 特定個人情報の提供 ・移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた提供 を除く。)ーリスク1: 不正な提 供・移転が行われるリスクー 特定個人情報の提供・移転の 記録ー具体的な方法	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正によるもの
令和6年3月18日	【賦課情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策-5. 特定個人情報の提供 ・移転(委託や情報提供ネッ トワークシステムを通じた提供 を除く。)ーリスク1: 不正な提 供・移転が行われるリスクー 特定個人情報の提供・移転の 記録ー具体的な方法	番号法施行令	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律施行令(平成26 年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)	事後	-
	I 基本情報-1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務ー ②事務の内容	8. 納税者からの納税の管理	8. 納税者又は代理人からの納税の管理	事後	-
	I 基本情報-1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務ー ②事務の内容	11. 納税者からの納税証明書交付申請の受 付、審査、交付	11. 納税者又は代理人からの納税証明書交付 申請の受付、審査、交付	事後	-
	I 基本情報-2. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステムーシス テム3ー②システムの機能	審査システムには、給与・公的年金等の支払を する者から、地方税共同機構が運営管理する 地方税ポータルセンタを通じて、給与支払報告 書、公的年金等支払報告書等を受領する。	審査システム(通知書作成システムを含む。以 下同じ。)には、給与・公的年金等の支払をする 者から、地方税共同機構が運営管理する地方 税ポータルセンタを通じて、給与支払報告書、 公的年金等支払報告書等を受領する。	事後	システムの呼称変更によるもの
	I 基本情報-5. 個人番号の 利用ー法令上の根拠	、行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号。以下「別表第1省令」 という。)、番号法第9条第2項の規定により定め る加古川市行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する条例(平 成27年条例第36号。以下「番号利用条例」とい う。 )又は加古川市行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する条 例施行規則(平成27年規則第51号。以下「番号 利用条例施行規則」という。)	又は行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号。以下「別表省令」とい う。)	事後	法改正によるもの
	I 基本情報-5. 個人番号の 利用ー法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第116の項 (2)別表第1省令 ・第16条	番号法 ・第9条第1項及び別表24の項	事後	法改正によるもの
	I 基本情報-5. 個人番号の 利用ー法令上の根拠	(3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条 第1項及び第2項 別表第2 5の項 ②番号利用条例施行規則 ・第21条 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施 のための預貯金口座の登録等に関する法律 (令和3年法律第38号)第9条	(削除)	事後	-
	I 基本情報-6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携ー②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下 「情報提供省令」という。)	事後	法改正によるもの
	I 基本情報-6. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携ー②法令上の根拠	番号利用条例又は番号利用条例施行規則	番号法第9条第2項の規定により定める加古川 市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する条例(平成27年条 例第36号。以下「番号利用条例」という。 )又は 加古川市行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する条例施行規 則(平成27年規則第51号。以下「番号利用条 例施行規則」という。)	事後	法改正によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第8号 別表第2のうち情報提供者が市 町村長となる地方税法関係情報の各項 【情報照会の根拠】 ・第19条第8号 別表第2 27の項 (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・主務省令で定める情報として市町村民税又は 道府県民税に関する情報を含む条項(番号法 別表第2にて情報提供者が市町村長となる地 方税法関係情報の各項に対応) 【情報照会の根拠】	(1)番号法 【情報提供及び照会の根拠】 ・第19条第8号 情報提供省令 【情報提供の根拠】 ・第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税 関係情報である各項 【情報照会の根拠】 ・第2条の表48の項 (2)番号法	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 基本情報-④記録される項目	個人住民税の減免を行うために、生活保護関連の給付情報を記録する。	個人住民税の非課税判定を行うために、生活保護関連の給付情報を記録する。	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-⑤本人への明示	番号法第19条別表第二の第27の項	情報提供省令第2条の表48の項	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑥委託先名	・㈱日立システムズ	・㈱日立システムズ 関西支社	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-⑥委託先名	・㈱NTTデータ	・㈱NTTデータ・アイ	事前	受託者の事業移管に伴うもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項4-⑥委託先名	・㈱ワンビシアークイブズ	・㈱NXワンビシアークイブズ	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項5-⑥委託先名	・㈱日立システムズ	・㈱日立システムズ 関西支社	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転	65件	77件	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1	番号法別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた情報照会者の欄に掲げる者	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1-①法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	・番号法第19条第8号	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-提供先1-②提供先における用途	・番号法別表第二の第2欄に掲げる事務(別紙1を参照)	情報提供省令第2条の表のうち利用特定個人情報が地方税関係情報である各項に応じた特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-提供先4-⑥提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	(削除)	事後	法改正によるもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-移転先1	別紙2	別紙	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-移転先1-②移転先における用途	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙2を参照)	情報提供省令第2条の表特定個人番号利用事務の欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙を参照)	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥委託先名	・(株)日立システムズ	・(株)日立システムズ 関西支社	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑥委託先名	・(株)ワンビシアークイブス	・(株)NXワンビシアークイブス	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税収納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項1-⑥委託先名	・(株)日立システムズ	・(株)日立システムズ 関西支社	事後	-
	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2-⑥委託先名	・(株)ワンビシアークイブス	・(株)NXワンビシアークイブス	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>-日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。</li> <li>・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</li> </ul>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。</p> <p>&lt;当市の保有システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間を過ぎたシステム上の特定個人情報については一括で消去する。</li> <li>・保管期間を過ぎた紙媒体の特定個人情報については、文書取扱規程に基づき外部事業者にて溶解処理を行っている。</li> </ul>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク1-対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、市内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムに保有している情報と突合し、対象者以外の情報を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク1-必要な情報以外を入手することを防止するための措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、市内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、個人住民税システムにて必要な情報のみが更新、管理できるため、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、市内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、必要な情報以外を入手されない仕組みとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われ、対象外のシステムからの入手が行われないようにしている。</li> </ul>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 特定個人情報の入手-リスク4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、市内ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われることで、漏えい・紛失を防止している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内からの福祉関係情報等の入手は、本市ネットワークシステムを利用したファイル転送により行われることで、漏えい・紛失を防止している。</li> </ul>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報の使用-リスク3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。</li> </ul>	事後	-
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール	(追加)	また、定期的に現地調査を実施している。	事後	-
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の消去ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーはパンチ項目ではないため、委託先が特定個人情報を保有する事はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーはパンチ項目ではないため、委託先が特定個人情報を保有する事はないが、業務履行後にパンチデータを廃棄した旨証する書面を徴している。</li> </ul>	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑦バックアップ-リスク3-消去手順	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -3. 特定個人情報の使用-リスク3	・委託先に対しては業務外で使わないよう契約仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、特定個人情報の取扱いに関する研修の実施も義務付ける。	・委託先に対しては業務外で使わないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	-
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税収納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税収納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-消去手順	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -3. 特定個人情報の使用-リスク3	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。	・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させるとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	-
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出せないこととしている。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税滞納情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-リスク3-消去手順	(追加)	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IVその他のリスク対策-1. 監査-②監査	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	IVその他のリスク対策-2. 従業者に対する教育・啓発	・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保している。	・委託業者については、個人情報の不正使用の禁止等について契約書に明記することにより、個人情報保護を担保するとともに、年に2回e-learningを用いた研修を実施させている。	事後	-
	IVその他のリスク対策-3. その他のリスク対策	(追加)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴うもの
	V開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている (個人情報ファイル名および公表場所を記載)	事後	-
	(別添2) 1.個人住民税賦課情報ファイル	-	記録項目の加除	事後	-
	(別紙1)		(削除)	事後	-
	(別紙2)	別紙2	別紙	事後	-
	(別紙2) 移転先No.3	育児保健課 健康課	育児保健課 地域医療課	事後	-
	(別紙2) 移転先No.11	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-

**(別添2)特定個人情報ファイル記録項目****1.個人住民税賦課情報ファイル**

【 賦課マスタ 】	1060	標準税率都道府県均等割額半額年金分
1 自治体コード	1061	標準税率徴収税額年金分
2 個人番号	1062	標準税率市町村所得割額年金分
3 対象年度	1063	標準税率市町村均等割額年金分
4 履歴番号	1064	標準税率都道府県所得割額年金分
5 ㊦ 履歴番号	1065	標準税率都道府県均等割額年金分
6 初期登録業務日時	1066	年金内訳切替㊦
7 更新業務日時	1067	徴収税額変更㊦
8 更新ｼｽﾃﾑ日時	1068	特徴内訳保有㊦
9 更新ｺﾝﾋﾞｭｰﾀ名	1069	編集用予備項目
10 更新ユーザ ID	1070	新生命保険料支払額
11 有効㊦	1071	新個人年金保険料支払額
12 決裁状態	1072	介護保険料支払額
13 旧自治体コード	1073	予備金額6
14 履歴判定	1074	予備金額7
15 徴収区分	1075	予備金額8
16 決議年月日	1076	予備金額9
17 住民税異動区分コード	1077	予備金額10
18 異動年月日	1078	予備項目6
19 住民税整理番号	1079	予備項目7
20 賦課資料区分コード	1080	予備項目8
21 書式区分	1081	予備項目9
22 無職無収入コード	1082	予備項目10
23 均等割区分	1083	寄附金控除特例分
24 均等割ﾊﾟﾀｰﾝ番号	1084	市町村申告特例控除額
25 入力区分	1085	都道府県申告特例控除額
26 営業所得額	1086	予備金額11
27 農業所得額	1087	予備金額12
28 その他事業所得額	1088	予備金額13
29 不動産所得額	1089	予備金額14
30 利子所得額	1090	予備金額15
31 配当所得㊦	1091	予備金額16
32 配当所得額	1092	予備金額17
33 株式配当所得額	1093	予備金額18
34 公募外貨配当所得額	1094	予備金額19
35 公募他配当所得額	1095	予備金額20
36 その他配当所得額	1096	予備項目11
37 所得税配当所得額	1097	予備項目12
38 所得税株式配当所得額	1098	予備項目13
39 所得税公募外貨配当所得額	1099	予備項目14
40 所得税公募他配当所得額	1100	予備項目15
41 所得税その他配当所得額	1101	予備項目16
42 給与所得額	1102	予備項目17
43 主たる給与支払額	1103	予備項目18
44 従たる給与支払額	1104	予備項目19
45 給与支払額内数専従者給与額	1105	予備項目20
46 特定支出控除額	1106	条約適用利子等所得額
47 雑所得額	1107	条約適用配当等所得額
48 公的年金支払額	1108	特例適用利子等所得額
49 年金雑所得額	1109	特例適用配当等所得額
50 その他雑所得額	1110	条約適用利子等損通所得額
51 総合譲渡短期所得額	1111	条約適用配当等損通所得額
52 総合譲渡短期差引額	1112	特例適用利子等損通所得額
53 総合譲渡長期所得額	1113	特例適用配当等損通所得額
54 総合譲渡長期差引額	1114	条約適用利子等課税額
55 総合譲渡分特別控除額	1115	条約適用配当等課税額
56 総合譲渡特別設定㊦	1116	特例適用利子等課税額
57 総合譲渡逆算㊦	1117	特例適用配当等課税額
58 一時所得額	1118	条約適用利子等限度税率
59 一時差引額	1119	条約適用配当等限度税率
60 総合一時所得額	1120	市町村条約適用利子等所得割額
61 短期一般所得額	1121	都道府県条約適用利子等所得割額
62 短期一般差引額	1122	市町村条約適用配当等所得割額
63 短期一般特別控除額	1123	都道府県条約適用配当等所得割額
64 短期軽減所得額	1124	市町村特例適用利子等所得割額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
65	短期軽減差引額	1125 都道府県特例適用利子等所得割額
66	短期軽減特別控除額	1126 市町村特例適用配当等所得割額
67	長期一般所得額	1127 都道府県特例適用配当等所得割額
68	長期一般差引額	1128 所得税条約適用利子等限度税率
69	長期一般特別控除額	1129 所得税条約適用配当等限度税率
70	長期特定所得額	1130 所得税条約適用利子等損通所得額
71	長期特定差引額	1131 所得税条約適用配当等損通所得額
72	長期特定特別控除額	1132 所得税特例適用利子等損通所得額
73	長期軽減所得額	1133 所得税特例適用配当等損通所得額
74	長期軽減差引額	1134 所得税条約適用利子等課税額
75	長期軽減特別控除額	1135 所得税条約適用配当等課税額
76	長期特別所得額	1136 所得税特例適用利子等課税額
77	長期特別差引額	1137 所得税特例適用配当等課税額
78	長期特別特別控除額	1138 条約適用利子等所得税額
79	土地等雑所得額	1139 条約適用配当等所得税額
80	超短期所得額	1140 特例適用利子等所得税額
81	株式譲渡所得額	1141 特例適用配当等所得税額
82	株式譲渡一般分所得額	1142 予備金額21
83	株式譲渡新規公開分所得額	1143 予備金額22
84	株式譲渡特別控除額	1144 予備金額23
85	商品先物取引所得額	1145 予備金額24
86	山林所得額	1146 予備金額25
87	山林特別控除額	1147 予備金額26
88	退職所得額	1148 予備金額27
89	退職所得控除額	1149 予備金額28
90	退職支払額	1150 予備金額29
91	市町村源泉退職所得割額	1151 予備金額30
92	都道府県源泉退職所得割額	1152 森林環境課税非課税区分
93	勤続年数	1153 森林環境免除事由コード
94	就職年月日	1154 森林環境税額
95	退職年月日	1155 年税額森林含む
96	総合退職所得額	1156 森林環境税免除額
97	総合退職所得控除額	1157 森林環境税委託納付額
98	特例適用条文1	1158 免除開始期月普徴分
99	特例適用条文2	1159 免除開始期月年金分
100	特例適用条文3	1160 免除開始期月特徴分
101	変動所得額	【 併徴賦課年金マスタ 】
102	前年変動所得額	1161 自治体コード
103	前々年変動所得額	1162 個人番号
104	臨時所得額	1163 対象年度
105	平均課税対象金額	1164 履歴番号
106	免税所得額	1165 ヲ 履歴番号
107	肉用牛売却価格	1166 初期登録業務日時
108	肉用牛免税対象所得額	1167 更新業務日時
109	肉用牛免税対象外所得額	1168 更新ｼｽﾃﾑ日時
110	非課税所得額	1169 更新ｺﾝﾋﾞｰﾂ名
111	申告0円所得区分01	1170 更新ｺｰﾀﾞ ID
112	申告0円所得区分02	1171 有効ﾌﾗｸﾞ
113	申告0円所得区分03	1172 決裁状態
114	申告0円所得区分04	1173 旧自治体コード
115	申告0円所得区分05	1174 履歴判定
116	申告0円所得区分06	1175 徴収区分
117	申告0円所得区分07	1176 決議年月日
118	申告0円所得区分08	1177 住民税異動区分コード
119	申告0円所得区分09	1178 異動年月日
120	申告0円所得区分10	1179 住民税整理番号
121	最高所得区分	1180 賦課資料区分コード
122	総所得金額	1181 書式区分
123	合計所得金額	1182 無職無収入コード
124	総所得金額等	1183 均等区分
125	所得税総所得金額	1184 均等割ﾊﾞﾀｰﾝ番号
126	所得税合計所得金額	1185 入力区分
127	所得税総所得金額等	1186 営業所得額
128	総所得損通所得額	1187 農業所得額
129	総合短期損通所得額	1188 その他事業所得額
130	総合長期損通所得額	1189 不動産所得額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
131	短期一般損通所得額	1190 利子所得額
132	短期軽減損通所得額	1191 配当所得 <sup>㉙</sup>
133	長期一般損通所得額	1192 配当所得額
134	長期特定損通所得額	1193 株式配当所得額
135	長期軽減損通所得額	1194 公募外貨配当所得額
136	長期特別損通所得額	1195 公募他配当所得額
137	土地等雑損通所得額	1196 その他配当所得額
138	超短期損通所得額	1197 所得税配当所得額
139	山林損通所得額	1198 所得税株式配当所得額
140	株式譲渡損通所得額	1199 所得税公募外貨配当所得額
141	商品先物取引損通所得額	1200 所得税公募他配当所得額
142	退職損通所得額	1201 所得税その他配当所得額
143	所得税総所得損通所得額	1202 給与所得額
144	所得税総合短期損通所得額	1203 主たる給与支払額
145	所得税総合長期損通所得額	1204 従たる給与支払額
146	所得税短期一般損通所得額	1205 給与支払額内数専従者給与額
147	所得税短期軽減損通所得額	1206 特定支出控除額
148	所得税長期一般損通所得額	1207 雑所得額
149	所得税長期特定損通所得額	1208 公的年金支払額
150	所得税長期軽減損通所得額	1209 年金雑所得額
151	所得税長期特別損通所得額	1210 その他雑所得額
152	所得税土地等雑損通所得額	1211 総合譲渡短期所得額
153	所得税超短期損通所得額	1212 総合譲渡短期差引額
154	所得税株式譲渡損通所得額	1213 総合譲渡長期所得額
155	所得税商品先物取引損通所得額	1214 総合譲渡長期差引額
156	所得税山林損通所得額	1215 総合譲渡分特別控除額
157	所得税退職損通所得額	1216 総合譲渡特別設定 <sup>㉙</sup>
158	雑損控除額	1217 総合譲渡逆算 <sup>㉙</sup>
159	医療費控除額	1218 一時所得額
160	社会保険料控除額	1219 一時差引額
161	小規模共済控除額	1220 総合一時所得額
162	生命保険料控除額	1221 短期一般所得額
163	所得税生命保険料控除額	1222 短期一般差引額
164	生命保険料支払額	1223 短期一般特別控除額
165	個人年金保険料支払額	1224 短期軽減所得額
166	損害保険料控除額	1225 短期軽減差引額
167	所得税損害保険料控除額	1226 短期軽減特別控除額
168	損害保険料支払額	1227 長期一般所得額
169	長期損害保険料支払額	1228 長期一般差引額
170	寄付控除 <sup>㉙</sup>	1229 長期一般特別控除額
171	寄付控除額	1230 長期特定所得額
172	所得税寄付金控除額	1231 長期特定差引額
173	合計控除額	1232 長期特定特別控除額
174	所得税合計控除額	1233 長期軽減所得額
175	控対配該当 <sup>㉙</sup>	1234 長期軽減差引額
176	配偶者区分	1235 長期軽減特別控除額
177	配特有無区分 <sup>㉙</sup>	1236 長期特別所得額
178	配偶者特別控除額	1237 長期特別差引額
179	所得税配偶者特別控除額	1238 長期特別特別控除額
180	配偶者合計所得金額	1239 土地等雑所得額
181	扶養一般該当人数	1240 超短期所得額
182	扶養年少該当人数	1241 株式譲渡所得額
183	扶養特定該当人数	1242 株式譲渡一般分所得額
184	扶養老人該当人数	1243 株式譲渡新規公開分所得額
185	扶養同居老人該当人数	1244 株式譲渡特別控除額
186	扶養特障該当人数	1245 商品先物取引所得額
187	扶養同居特障該当人数	1246 山林所得額
188	扶養普障該当人数	1247 山林特別控除額
189	未成年該当 <sup>㉙</sup>	1248 退職所得額
190	老年者該当 <sup>㉙</sup>	1249 退職所得控除額
191	寡婦該当 <sup>㉙</sup>	1250 退職支払額
192	障害者該当 <sup>㉙</sup>	1251 市町村源泉退職所得割額
193	勤労学生該当 <sup>㉙</sup>	1252 都道府県源泉退職所得割額
194	住民税申告区分	1253 勤続年数
195	本専区分	1254 就職年月日
196	配専区分	1255 退職年月日

1.個人住民税賦課情報ファイル		
197	青色専従該当人数	1256 総合退職所得額
198	白色専従該当人数	1257 総合退職所得控除額
199	専従者控除額	1258 特例適用条文1
200	繰越損失額	1259 特例適用条文2
201	純損失額	1260 特例適用条文3
202	譲渡繰越損失額	1261 変動所得額
203	雑損失額	1262 前年変動所得額
204	特定株式損失額	1263 前々年変動所得額
205	当年純損失額	1264 臨時所得額
206	当年譲渡繰越損失額	1265 平均課税対象金額
207	当年雑損失額	1266 免税所得額
208	当年特定株式損失額	1267 肉用牛売却価格
209	前純損失額	1268 肉用牛免税対象所得額
210	前譲渡繰越損失額	1269 肉用牛免税対象外所得額
211	前雑損失額	1270 非課税所得額
212	前特定株式損失額	1271 申告0円所得区分01
213	前々純損失額	1272 申告0円所得区分02
214	前々譲渡繰越損失額	1273 申告0円所得区分03
215	前々雑損失額	1274 申告0円所得区分04
216	前々特定株式損失額	1275 申告0円所得区分05
217	所得税総所得課税額	1276 申告0円所得区分06
218	所得税短期一般課税額	1277 申告0円所得区分07
219	所得税短期軽減課税額	1278 申告0円所得区分08
220	所得税長期一般課税額	1279 申告0円所得区分09
221	所得税長期特定課税額	1280 申告0円所得区分10
222	所得税長期軽減課税額	1281 最高所得区分
223	所得税長期特別課税額	1282 総所得金額
224	所得税土地等雑課税額	1283 合計所得金額
225	所得税超短期課税額	1284 総所得金額等
226	所得税株式課税額	1285 所得税総所得金額
227	所得税商品先物取引課税額	1286 所得税合計所得金額
228	所得税山林課税額	1287 所得税総所得金額等
229	所得税退職課税額	1288 総所得損通所得額
230	総所得所得税額	1289 総合短期損通所得額
231	短期一般所得税額	1290 総合長期損通所得額
232	短期軽減所得税額	1291 短期一般損通所得額
233	長期一般所得税額	1292 短期軽減損通所得額
234	長期特定所得税額	1293 長期一般損通所得額
235	長期軽減所得税額	1294 長期特定損通所得額
236	長期特別所得税額	1295 長期軽減損通所得額
237	土地等雑所得税額	1296 長期特別損通所得額
238	超短期所得税額	1297 土地等雑損通所得額
239	株式所得税額	1298 超短期損通所得額
240	商品先物取引所得税額	1299 山林損通所得額
241	山林所得税額	1300 株式譲渡損通所得額
242	退職所得税額	1301 商品先物取引損通所得額
243	所得税配当控除額	1302 退職損通所得額
244	住宅借入金特別控除額	1303 所得税総所得損通所得額
245	その他特別控除額	1304 所得税総合短期損通所得額
246	定率控除前所得税額	1305 所得税総合長期損通所得額
247	所得税災害減免額	1306 所得税短期一般損通所得額
248	所得税外国税額控除額	1307 所得税短期軽減損通所得額
249	所得税特別減税額	1308 所得税長期一般損通所得額
250	所得税定率控除額	1309 所得税長期特定損通所得額
251	定率控除後所得税額	1310 所得税長期軽減損通所得額
252	所得税額	1311 所得税長期特別損通所得額
253	所得税額チェックフラグ	1312 所得税土地等雑損通所得額
254	総所得課税額	1313 所得税超短期損通所得額
255	短期一般課税額	1314 所得税株式譲渡損通所得額
256	短期軽減課税額	1315 所得税商品先物取引損通所得額
257	長期一般課税額	1316 所得税山林損通所得額
258	長期特定課税額	1317 所得税退職損通所得額
259	長期軽減課税額	1318 雑損控除額
260	長期特別課税額	1319 医療費控除額
261	土地等雑課税額	1320 社会保険料控除額
262	超短期課税額	1321 小規模共済控除額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
263	株式課税額	1322 生命保険料控除額
264	商品先物取引課税額	1323 所得税生命保険料控除額
265	山林課税額	1324 生命保険料支払額
266	退職課税額	1325 個人年金保険料支払額
267	市町村総所得所得割額	1326 損害保険料控除額
268	市町村短期一般所得割額	1327 所得税損害保険料控除額
269	市町村短期軽減所得割額	1328 損害保険料支払額
270	市町村長期一般所得割額	1329 長期損害保険料支払額
271	市町村長期特定所得割額	1330 寄付控除 <sup>ワカ</sup>
272	市町村長期軽減課所得割額	1331 寄付控除額
273	市町村長期特別所得割額	1332 所得税寄付金控除額
274	市町村土地等雑所得割額	1333 合計控除額
275	市町村超短期所得割額	1334 所得税合計控除額
276	市町村株式所得割額	1335 控対配該当 <sup>コト</sup>
277	市町村商品先物取引所得割額	1336 配偶者区分
278	市町村山林所得割額	1337 配特有無区分 <sup>ワカ</sup>
279	市町村退職所得割額	1338 配偶者特別控除額
280	市町村算出所得割額	1339 所得税配偶者特別控除額
281	市町村配当控除額	1340 配偶者合計所得金額
282	市町村外国税額控除額	1341 扶養一般該当人数
283	市町村調整額	1342 扶養年少該当人数
284	市町村特別減税額	1343 扶養特定該当人数
285	市町村定率控除額	1344 扶養老人該当人数
286	市町村免税額	1345 扶養同居老人該当人数
287	市町村所得割額	1346 扶養特障該当人数
288	市町村端数切捨所得割額	1347 扶養同居特障該当人数
289	市町村特別減税前所得割額	1348 扶養普障該当人数
290	市町村定率控除前所得割額	1349 未成年該当 <sup>コト</sup>
291	市町村均等割額	1350 老年者該当 <sup>コト</sup>
292	市町村民税額	1351 寡婦該当 <sup>コト</sup>
293	都道府県総所得所得割額	1352 障害者該当 <sup>コト</sup>
294	都道府県短期一般所得割額	1353 勤労学生該当 <sup>コト</sup>
295	都道府県短期軽減所得割額	1354 住民税申告区分
296	都道府県長期一般所得割額	1355 本専区分
297	都道府県長期特定所得割額	1356 配専区分
298	都道府県長期軽減課所得割額	1357 青色専従該当人数
299	都道府県長期特別所得割額	1358 白色専従該当人数
300	都道府県土地等雑所得割額	1359 専従者控除額
301	都道府県超短期所得割額	1360 繰越損失額
302	都道府県株式所得割額	1361 純損失額
303	都道府県商品先物取引所得割額	1362 譲渡繰越損失額
304	都道府県山林所得割額	1363 雑損失額
305	都道府県退職所得割額	1364 特定株式損失額
306	都道府県算出所得割額	1365 当年純損失額
307	都道府県配当控除額	1366 当年譲渡繰越損失額
308	都道府県外国税額控除額	1367 当年雑損失額
309	都道府県調整額	1368 当年特定株式損失額
310	都道府県特別減税額	1369 前純損失額
311	都道府県定率控除額	1370 前譲渡繰越損失額
312	都道府県免税額	1371 前雑損失額
313	都道府県所得割額	1372 前特定株式損失額
314	都道府県端数切捨所得割額	1373 前々純損失額
315	都道府県特別減税前所得割額	1374 前々譲渡繰越損失額
316	都道府県定率控除前所得割額	1375 前々雑損失額
317	都道府県均等割額	1376 前々特定株式損失額
318	都道府県民税額	1377 所得税総所得課税額
319	課税非課税区分 <sup>コト</sup>	1378 所得税短期一般課税額
320	所得割非課税 <sup>ワカ</sup>	1379 所得税短期軽減課税額
321	均等割非課税 <sup>ワカ</sup>	1380 所得税長期一般課税額
322	年税額	1381 所得税長期特定課税額
323	市町村所得割減免額	1382 所得税長期軽減課税額
324	市町村均等割減免額	1383 所得税長期特別課税額
325	都道府県所得割減免額	1384 所得税土地等雑課税額
326	都道府県均等割減免額	1385 所得税超短期課税額
327	予備金額1	1386 所得税株式課税額
328	予備金額2	1387 所得税商品先物取引課税額

1.個人住民税賦課情報ファイル			
329	予備金額3	1388	所得税山林課標額
330	予備金額4	1389	所得税退職課標額
331	予備金額5	1390	総所得所得税額
332	予備項目1	1391	短期一般所得税額
333	予備項目2	1392	短期軽減所得税額
334	予備項目3	1393	長期一般所得税額
335	予備項目4	1394	長期特定所得税額
336	予備項目5	1395	長期軽減課所得税額
337	退避用履歴判定	1396	長期特別所得税額
338	株式譲渡上場所得額	1397	土地等雑所得税額
339	所得税株式譲渡上場所得額	1398	超短期所得税額
340	所得税株式譲渡所得額	1399	株式所得税額
341	株式譲渡フラグ	1400	商品先物取引所得税額
342	株式譲渡上場損通所得額	1401	山林所得税額
343	所得税株式譲渡上場損通所得額	1402	退職所得税額
344	株式上場課標額	1403	所得税配当控除額
345	所得税株式上場課標額	1404	住宅借入金特別控除額
346	肉牛軽減課標額	1405	その他特別控除額
347	市町村株式上場所得割額	1406	定率控除前所得税額
348	都道府県株式上場所得割額	1407	所得税災害減免額
349	市町村肉牛軽減所得割額	1408	所得税外国税額控除額
350	都道府県肉牛軽減所得割額	1409	所得税特別減税額
351	株式上場所得税額	1410	所得税定率控除額
352	肉牛軽減所得税額	1411	定率控除後所得税額
353	株式含む合計所得金額	1412	所得税額
354	先物取引損失額	1413	所得税額チェックフラグ
355	当年先物取引損失額	1414	総所得課標額
356	前年先物取引損失額	1415	短期一般課標額
357	前々先物取引損失額	1416	短期軽減課標額
358	配当割控除額	1417	長期一般課標額
359	株式譲渡割控除額	1418	長期特定課標額
360	市町村定率控除後所得割額	1419	長期軽減課標額
361	都道府県定率控除後所得割額	1420	長期特別課標額
362	控除超過額	1421	土地等雑課標額
363	居住用特定譲渡所得額	1422	超短期課標額
364	居住用特定損失額	1423	株式課標額
365	市町村株式譲渡配当割控除額	1424	商品先物取引課標額
366	都道府県株式譲渡配当割控除額	1425	山林課標額
367	市町村65歳以上の特例控除額	1426	退職課標額
368	都道府県65歳以上の特例控除額	1427	市町村総所得所得割額
369	市町村調整控除額	1428	市町村短期一般所得割額
370	都道府県調整控除額	1429	市町村短期軽減所得割額
371	市町村控除不足額	1430	市町村長期一般所得割額
372	都道府県控除不足額	1431	市町村長期特定所得割額
373	市町村内充当額	1432	市町村長期軽減所得割額
374	都道府県内充当額	1433	市町村長期特別所得割額
375	市町村外充当額	1434	市町村土地等雑所得割額
376	都道府県外充当額	1435	市町村超短期所得割額
377	標準税率市町村総所得	1436	市町村株式所得割額
378	標準税率市町村山林	1437	市町村商品先物取引所得割額
379	標準税率市町村退職	1438	市町村山林所得割額
380	標準税率市町村算出所得割	1439	市町村退職所得割額
381	標準税率市町村調整額	1440	市町村算出所得割額
382	標準税率定率控除前市町村所得割	1441	市町村配当控除額
383	標準税率定率控除後市町村所得割額	1442	市町村外国税額控除額
384	標準税率市町村65歳以上の特例控除額	1443	市町村調整額
385	標準税率市町村所得割	1444	市町村特別減税額
386	標準税率市町村所得割端数切捨	1445	市町村定率控除額
387	標準税率市町村均等割	1446	市町村免税額
388	標準税率都道府県総所得	1447	市町村所得割額
389	標準税率都道府県山林	1448	市町村端数切捨所得割額
390	標準税率都道府県退職	1449	市町村特別減税前所得割額
391	標準税率都道府県算出所得割	1450	市町村定率控除前所得割額
392	標準税率都道府県調整額	1451	市町村均等割額
393	標準税率定率控除前都道府県所得割	1452	市町村民税額
394	標準税率定率控除後都道府県所得割額	1453	都道府県総所得所得割額

1.個人住民税賦課情報ファイル

395	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額	1454	都道府県短期一般所得割額
396	標準税率都道府県所得割	1455	都道府県短期軽減所得割額
397	標準税率都道府県所得割端数切捨	1456	都道府県長期一般所得割額
398	標準税率都道府県均等割	1457	都道府県長期特定所得割額
399	政党等寄付金特別控除額	1458	都道府県長期軽減所得割額
400	耐震改修特別控除額	1459	都道府県長期特別所得割額
401	住宅借入金特別控除可能額	1460	都道府県土地等雑所得割額
402	市町村住宅借入金特別控除可能額	1461	都道府県超短期所得割額
403	都道府県住宅借入金特別控除可能額	1462	都道府県株式所得割額
404	市町村税源移譲減額	1463	都道府県商品先物取引所得割額
405	都道府県税源移譲減額	1464	都道府県山林所得割額
406	標準税率市町村税源移譲減額	1465	都道府県退職所得割額
407	標準税率都道府県税源移譲減額	1466	都道府県算出所得割額
408	国税更正日	1467	都道府県配当控除額
409	登録区分	1468	都道府県外国税額控除額
410	寄附金控除自治体分	1469	都道府県調整額
411	寄附金控除都道府県指定分	1470	都道府県特別減税額
412	寄附金控除市町村指定分	1471	都道府県定率控除額
413	内私年金支払額	1472	都道府県免税額
414	住民税年金種別	1473	都道府県所得割額
415	基礎控除対象ワガ	1474	都道府県端数切捨所得割額
416	市町村寄附金控除額	1475	都道府県特別減税前所得割額
417	都道府県寄附金控除額	1476	都道府県定率控除前所得割額
418	内年金ワガ	1477	都道府県均等割額
419	内特徴ワガ	1478	都道府県民税額
420	三徴収ワガ	1479	課税非課税区分コート
421	居住開始年月日	1480	所得割非課税ワガ
422	住宅控除区分	1481	均等割非課税ワガ
423	住宅借入金残高	1482	年税額
424	居住開始年月日2	1483	市町村所得割減免額
425	住宅控除区分2	1484	市町村均等割減免額
426	住宅借入金残高2	1485	都道府県所得割減免額
427	山林純損失額	1486	都道府県均等割減免額
428	当年山林純損失額	1487	予備金額1
429	前山林純損失額	1488	予備金額2
430	前々山林純損失額	1489	予備金額3
431	株式配当損失額	1490	予備金額4
432	分離配当所得額	1491	予備金額5
433	分離配当損通所得額	1492	予備項目1
434	所得税分離配当損通所得額	1493	予備項目2
435	投資等税額控除額	1494	予備項目3
436	所得税肉牛軽減課税額	1495	予備項目4
437	所得税分離配当課税額	1496	予備項目5
438	分離配当課税額	1497	退避用履歴判定
439	所得税分離配当所得額	1498	株式譲渡上場所得額
440	市町村分離配当所得割額	1499	所得税株式譲渡上場所得額
441	都道府県分離配当所得割額	1500	所得税株式譲渡所得額
442	年金本徴収ワガ	1501	株式譲渡ワガ
443	年金仮徴収月数	1502	株式譲渡上場損通所得額
444	年金仮徴収期別税額	1503	所得税株式譲渡上場損通所得額
445	控除不足反映済額	1504	株式上場課税額
446	徴収税額特徴分	1505	所得税株式上場課税額
447	市町村所得割額特徴分	1506	肉牛軽減課税額
448	市町村均等割額特徴分	1507	市町村株式上場所得割額
449	都道府県所得割額特徴分	1508	都道府県株式上場所得割額
450	都道府県均等割額特徴分	1509	市町村肉牛軽減所得割額
451	徴収税額普徴分	1510	都道府県肉牛軽減所得割額
452	市町村所得割額普徴分	1511	株式上場所得税額
453	市町村均等割額普徴分	1512	肉牛軽減所得税額
454	都道府県所得割額普徴分	1513	株式含む合計所得金額
455	都道府県均等割額普徴分	1514	先物取引損失額
456	徴収税額半額年金分	1515	当年先物取引損失額
457	市町村所得割額半額年金分	1516	前々先物取引損失額
458	市町村均等割額半額年金分	1517	前々先物取引損失額
459	都道府県所得割額半額年金分	1518	配当割控除額
460	都道府県均等割額半額年金分	1519	株式譲渡割控除額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
461	徴収税額年金分	1520 市町村定率控除後所得割額
462	市町村所得割額年金分	1521 都道府県定率控除後所得割額
463	市町村均等割額年金分	1522 控除超過額
464	都道府県所得割額年金分	1523 居住用特定譲渡所得額
465	都道府県均等割額年金分	1524 居住用特定損失額
466	標準税率徴収税額特徴分	1525 市町村株式譲渡配当割控除額
467	標準税率市町村所得割額特徴分	1526 都道府県株式譲渡配当割控除額
468	標準税率市町村均等割額特徴分	1527 市町村65歳以上の特例控除額
469	標準税率都道府県所得割額特徴分	1528 都道府県65歳以上の特例控除額
470	標準税率都道府県均等割額特徴分	1529 市町村調整控除額
471	標準税率徴収税額普徴分	1530 都道府県調整控除額
472	標準税率市町村所得割額普徴分	1531 市町村控除不足額
473	標準税率市町村均等割額普徴分	1532 都道府県控除不足額
474	標準税率都道府県所得割額普徴分	1533 市町村内充当額
475	標準税率都道府県均等割額普徴分	1534 都道府県内充当額
476	標準税率徴収税額半額年金分	1535 市町村外充当額
477	標準税率市町村所得割額半額年金分	1536 都道府県外充当額
478	標準税率市町村均等割額半額年金分	1537 標準税率市町村総所得
479	標準税率都道府県所得割額半額年金分	1538 標準税率市町村山林
480	標準税率都道府県均等割額半額年金分	1539 標準税率市町村退職
481	標準税率徴収税額年金分	1540 標準税率市町村算出所得割
482	標準税率市町村所得割額年金分	1541 標準税率市町村調整額
483	標準税率市町村均等割額年金分	1542 標準税率定率控除前市町村所得割
484	標準税率都道府県所得割額年金分	1543 標準税率定率控除後市町村所得割額
485	標準税率都道府県均等割額年金分	1544 標準税率市町村65歳以上の特例控除額
486	年金内訳切替ワケ	1545 標準税率市町村所得割
487	徴収税額変更ワケ	1546 標準税率市町村所得割端数切捨
488	特徴内訳保有ワケ	1547 標準税率市町村均等割
489	編集用予備項目	1548 標準税率都道府県総所得
490	新生命保険料支払額	1549 標準税率都道府県山林
491	新個人年金保険料支払額	1550 標準税率都道府県退職
492	介護保険料支払額	1551 標準税率都道府県算出所得割
493	予備金額6	1552 標準税率都道府県調整額
494	予備金額7	1553 標準税率定率控除前都道府県所得割
495	予備金額8	1554 標準税率定率控除後都道府県所得割額
496	予備金額9	1555 標準税率都道府県65歳以上の特例控除額
497	予備金額10	1556 標準税率都道府県所得割
498	予備項目6	1557 標準税率都道府県所得割端数切捨
499	予備項目7	1558 標準税率都道府県均等割
500	予備項目8	1559 政党等寄付金特別控除額
501	予備項目9	1560 耐震改修特別控除額
502	予備項目10	1561 住宅借入金特別控除可能額
503	寄附金控除特例分	1562 市町村住宅借入金特別控除可能額
504	市町村申告特例控除額	1563 都道府県住宅借入金特別控除可能額
505	都道府県申告特例控除額	1564 市町村税源移譲減額
506	予備金額11	1565 都道府県税源移譲減額
507	予備金額12	1566 標準税率市町村税源移譲減額
508	予備金額13	1567 標準税率都道府県税源移譲減額
509	予備金額14	1568 国税更正日
510	予備金額15	1569 登録区分
511	予備金額16	1570 寄附金控除自治体分
512	予備金額17	1571 寄附金控除都道府県指定分
513	予備金額18	1572 寄附金控除市町村指定分
514	予備金額19	1573 内私年金支払額
515	予備金額20	1574 住民税年金種別
516	予備項目11	1575 基礎控除対象ワケ
517	予備項目12	1576 市町村寄附金控除額
518	予備項目13	1577 都道府県寄附金控除額
519	予備項目14	1578 内年金ワケ
520	予備項目15	1579 内特徴ワケ
521	予備項目16	1580 三徴収ワケ
522	予備項目17	1581 居住開始年月日
523	予備項目18	1582 住宅控除区分
524	予備項目19	1583 住宅借入金残高
525	予備項目20	1584 居住開始年月日2
526	条約適用利子等所得額	1585 住宅控除区分2

1.個人住民税賦課情報ファイル		
527	条約適用配当等所得額	1586 住宅借入金残高2
528	特例適用利子等所得額	1587 山林純損失額
529	特例適用配当等所得額	1588 当年山林純損失額
530	条約適用利子等損通所得額	1589 前山林純損失額
531	条約適用配当等損通所得額	1590 前々山林純損失額
532	特例適用利子等損通所得額	1591 株式配当損失額
533	特例適用配当等損通所得額	1592 分離配当所得額
534	条約適用利子等課標額	1593 分離配当損通所得額
535	条約適用配当等課標額	1594 所得税分離配当損通所得額
536	特例適用利子等課標額	1595 投資等税額控除額
537	特例適用配当等課標額	1596 所得税肉牛軽減課標額
538	条約適用利子等限度税率	1597 所得税分離配当課標額
539	条約適用配当等限度税率	1598 分離配当課標額
540	市町村条約適用利子等所得割額	1599 所得税分離配当所得額
541	都道府県条約適用利子等所得割額	1600 市町村分離配当所得割額
542	市町村条約適用配当等所得割額	1601 都道府県分離配当所得割額
543	都道府県条約適用配当等所得割額	1602 年金本徴収777
544	市町村特例適用利子等所得割額	1603 年金仮徴収月数
545	都道府県特例適用利子等所得割額	1604 年金仮徴収期別税額
546	市町村特例適用配当等所得割額	1605 控除不足反映済額
547	都道府県特例適用配当等所得割額	1606 徴収税額特徴分
548	所得税条約適用利子等限度税率	1607 市町村所得割額特徴分
549	所得税条約適用配当等限度税率	1608 市町村均等割額特徴分
550	所得税条約適用利子等損通所得額	1609 都道府県所得割額特徴分
551	所得税条約適用配当等損通所得額	1610 都道府県均等割額特徴分
552	所得税特例適用利子等損通所得額	1611 徴収税額普徴分
553	所得税特例適用配当等損通所得額	1612 市町村所得割額普徴分
554	所得税条約適用利子等課標額	1613 市町村均等割額普徴分
555	所得税条約適用配当等課標額	1614 都道府県所得割額普徴分
556	所得税特例適用利子等課標額	1615 都道府県均等割額普徴分
557	所得税特例適用配当等課標額	1616 徴収税額半額年金分
558	条約適用利子等所得税額	1617 市町村所得割額半額年金分
559	条約適用配当等所得税額	1618 市町村均等割額半額年金分
560	特例適用利子等所得税額	1619 都道府県所得割額半額年金分
561	特例適用配当等所得税額	1620 都道府県均等割額半額年金分
562	予備金額21	1621 徴収税額年金分
563	予備金額22	1622 市町村所得割額年金分
564	予備金額23	1623 市町村均等割額年金分
565	予備金額24	1624 都道府県所得割額年金分
566	予備金額25	1625 都道府県均等割額年金分
567	予備金額26	1626 標準税率徴収税額特徴分
568	予備金額27	1627 標準税率市町村所得割額特徴分
569	予備金額28	1628 標準税率市町村均等割額特徴分
570	予備金額29	1629 標準税率都道府県所得割額特徴分
571	予備金額30	1630 標準税率都道府県均等割額特徴分
572	森林環境課税非課税区分	1631 標準税率徴収税額普徴分
573	森林環境免除事由コード	1632 標準税率市町村所得割額普徴分
574	森林環境税額	1633 標準税率市町村均等割額普徴分
575	年税額森林含む	1634 標準税率都道府県所得割額普徴分
576	森林環境税免除額	1635 標準税率都道府県均等割額普徴分
577	森林環境税委託納付額	1636 標準税率徴収税額半額年金分
578	免除開始期月普徴分	1637 標準税率市町村所得割額半額年金分
579	免除開始期月年金分	1638 標準税率市町村均等割額半額年金分
580	免除開始期月特徴分	1639 標準税率都道府県所得割額半額年金分
【 併徴賦課マスタ 】		1640 標準税率都道府県均等割額半額年金分
581	自治体コード	1641 標準税率徴収税額年金分
582	個人番号	1642 標準税率市町村所得割額年金分
583	対象年度	1643 標準税率市町村均等割額年金分
584	履歴番号	1644 標準税率都道府県所得割額年金分
585	777 履歴番号	1645 標準税率都道府県均等割額年金分
586	初期登録業務日時	1646 年金内訳切替777
587	更新業務日時	1647 徴収税額変更777
588	更新システム日時	1648 特徴内訳保有777
589	更新コンピュータ名	1649 編集用予備項目
590	更新ユーザID	1650 新生命保険料支払額
591	有効777	1651 新個人年金保険料支払額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
592	決裁状態	1652 介護保険料支払額
593	旧自治体コード	1653 予備金額6
594	履歴判定	1654 予備金額7
595	徴収区分	1655 予備金額8
596	決議年月日	1656 予備金額9
597	住民税異動区分コード	1657 予備金額10
598	異動年月日	1658 予備項目6
599	住民税整理番号	1659 予備項目7
600	賦課資料区分コード	1660 予備項目8
601	書式区分	1661 予備項目9
602	無職無収入コード	1662 予備項目10
603	均等割区分	1663 寄附金控除特例分
604	均等割パターン番号	1664 市町村申告特例控除額
605	入力区分	1665 都道府県申告特例控除額
606	営業所得額	1666 予備金額11
607	農業所得額	1667 予備金額12
608	その他事業所得額	1668 予備金額13
609	不動産所得額	1669 予備金額14
610	利子所得額	1670 予備金額15
611	配当所得ワグ	1671 予備金額16
612	配当所得額	1672 予備金額17
613	株式配当所得額	1673 予備金額18
614	公募外貨配当所得額	1674 予備金額19
615	公募他配当所得額	1675 予備金額20
616	その他配当所得額	1676 予備項目11
617	所得税配当所得額	1677 予備項目12
618	所得税株式配当所得額	1678 予備項目13
619	所得税公募外貨配当所得額	1679 予備項目14
620	所得税公募他配当所得額	1680 予備項目15
621	所得税その他配当所得額	1681 予備項目16
622	給与所得額	1682 予備項目17
623	主たる給与支払額	1683 予備項目18
624	従たる給与支払額	1684 予備項目19
625	給与支払額内数専従者給与額	1685 予備項目20
626	特定支出控除額	1686 条約適用利子等所得額
627	雑所得額	1687 条約適用配当等所得額
628	公的年金支払額	1688 特例適用利子等所得額
629	年金雑所得額	1689 特例適用配当等所得額
630	その他雑所得額	1690 条約適用利子等損通所得額
631	総合譲渡短期所得額	1691 条約適用配当等損通所得額
632	総合譲渡短期差引額	1692 特例適用利子等損通所得額
633	総合譲渡長期所得額	1693 特例適用配当等損通所得額
634	総合譲渡長期差引額	1694 条約適用利子等課税額
635	総合譲渡分特別控除額	1695 条約適用配当等課税額
636	総合譲渡特別設定ワグ	1696 特例適用利子等課税額
637	総合譲渡逆算ワグ	1697 特例適用配当等課税額
638	一時所得額	1698 条約適用利子等限度税率
639	一時差引額	1699 条約適用配当等限度税率
640	総合一時所得額	1700 市町村条約適用利子等所得割額
641	短期一般所得額	1701 都道府県条約適用利子等所得割額
642	短期一般差引額	1702 市町村条約適用配当等所得割額
643	短期一般特別控除額	1703 都道府県条約適用配当等所得割額
644	短期軽減所得額	1704 市町村特例適用利子等所得割額
645	短期軽減差引額	1705 都道府県特例適用利子等所得割額
646	短期軽減特別控除額	1706 市町村特例適用配当等所得割額
647	長期一般所得額	1707 都道府県特例適用配当等所得割額
648	長期一般差引額	1708 所得税条約適用利子等限度税率
649	長期一般特別控除額	1709 所得税条約適用配当等限度税率
650	長期特定所得額	1710 所得税条約適用利子等損通所得額
651	長期特定差引額	1711 所得税条約適用配当等損通所得額
652	長期特定特別控除額	1712 所得税特例適用利子等損通所得額
653	長期軽減所得額	1713 所得税特例適用配当等損通所得額
654	長期軽減差引額	1714 所得税条約適用利子等課税額
655	長期軽減特別控除額	1715 所得税条約適用配当等課税額
656	長期特別所得額	1716 所得税特例適用利子等課税額
657	長期特別差引額	1717 所得税特例適用配当等課税額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
658	長期特別特別控除額	1718 条約適用利子等所得税額
659	土地等雑所得額	1719 条約適用配当等所得税額
660	超短期所得額	1720 特例適用利子等所得税額
661	株式譲渡所得額	1721 特例適用配当等所得税額
662	株式譲渡一般分所得額	1722 予備金額21
663	株式譲渡新規公開分所得額	1723 予備金額22
664	株式譲渡特別控除額	1724 予備金額23
665	商品先物取引所得額	1725 予備金額24
666	山林所得額	1726 予備金額25
667	山林特別控除額	1727 予備金額26
668	退職所得額	1728 予備金額27
669	退職所得控除額	1729 予備金額28
670	退職支払額	1730 予備金額29
671	市町村源泉退職所得割額	1731 予備金額30
672	都道府県源泉退職所得割額	1732 森林環境課税非課税区分
673	勤続年数	1733 森林環境免除事由コード
674	就職年月日	1734 森林環境税額
675	退職年月日	1735 年税額森林含む
676	総合退職所得額	1736 森林環境税免除額
677	総合退職所得控除額	1737 森林環境税委託納付額
678	特例適用条文1	1738 免除開始期月普徴分
679	特例適用条文2	1739 免除開始期月年金分
680	特例適用条文3	1740 免除開始期月特徴分
681	変動所得額	【 当初マスタ 】
682	前年変動所得額	1741 自治体コード
683	前々年変動所得額	1742 履歴番号
684	臨時所得額	1743 個人番号
685	平均課税対象金額	1744 ㊦履歴番号
686	免税所得額	1745 対象年度
687	肉用牛売却価格	1746 初期登録業務日時
688	肉用牛免税対象所得額	1747 更新業務日時
689	肉用牛免税対象外所得額	1748 更新システム日時
690	非課税所得額	1749 更新コンピュータ名
691	申告0円所得区分01	1750 更新ユーザID
692	申告0円所得区分02	1751 有効フラグ
693	申告0円所得区分03	1752 決裁状態
694	申告0円所得区分04	1753 旧自治体コード
695	申告0円所得区分05	1754 履歴判定
696	申告0円所得区分06	1755 合算済フラグ
697	申告0円所得区分07	1756 徴収区分
698	申告0円所得区分08	1757 併徴区分
699	申告0円所得区分09	1758 提出年月日
700	申告0円所得区分10	1759 事業所番号
701	最高所得区分	1760 事業所個人番号
702	総所得金額	1761 住民税受給者番号
703	合計所得金額	1762 普徴事業所番号
704	総所得金額等	1763 中途就退職区分
705	所得税総所得金額	1764 中途就退職年月日
706	所得税合計所得金額	1765 前職有区分フラグ
707	所得税総所得金額等	1766 前職支払額
708	総所得損通所得額	1767 年調済区分
709	総合短期損通所得額	1768 乙欄適用フラグ
710	総合長期損通所得額	1769 死亡退職フラグ
711	短期一般損通所得額	1770 災害者フラグ
712	短期軽減損通所得額	1771 外国人フラグ
713	長期一般損通所得額	1772 住民税整理番号
714	長期特定損通所得額	1773 賦課資料区分コード
715	長期軽減損通所得額	1774 書式区分
716	長期特別損通所得額	1775 無職無収入コード
717	土地等雑損通所得額	1776 均等区分
718	超短期損通所得額	1777 均等割パターン番号
719	山林損通所得額	1778 入力区分
720	株式譲渡損通所得額	1779 営業所得額
721	商品先物取引損通所得額	1780 農業所得額
722	退職損通所得額	1781 その他事業所得額
723	所得税総所得損通所得額	1782 不動産所得額

1.個人住民税賦課情報ファイル			
724	所得税総合短期損通所得額	1783	利子所得額
725	所得税総合長期損通所得額	1784	配当所得 <sup>㉒</sup>
726	所得税短期一般損通所得額	1785	配当所得額
727	所得税短期軽減損通所得額	1786	株式配当所得額
728	所得税長期一般損通所得額	1787	公募外貨配当所得額
729	所得税長期特定損通所得額	1788	公募他配当所得額
730	所得税長期軽減損通所得額	1789	その他配当所得額
731	所得税長期特別損通所得額	1790	所得税配当所得額
732	所得税土地等雑損通所得額	1791	所得税株式配当所得額
733	所得税超短期損通所得額	1792	所得税公募外貨配当所得額
734	所得税株式譲渡損通所得額	1793	所得税公募他配当所得額
735	所得税商品先物取引損通所得額	1794	所得税その他配当所得額
736	所得税山林損通所得額	1795	給与所得額
737	所得税退職損通所得額	1796	主たる給与支払額
738	雑損控除額	1797	従たる給与支払額
739	医療費控除額	1798	給与支払額内数専従者給与額
740	社会保険料控除額	1799	特定支出控除額
741	小規模共済控除額	1800	雑所得額
742	生命保険料控除額	1801	公的年金支払額
743	所得税生命保険料控除額	1802	年金雑所得額
744	生命保険料支払額	1803	その他雑所得額
745	個人年金保険料支払額	1804	総合譲渡短期所得額
746	損害保険料控除額	1805	総合譲渡短期差引額
747	所得税損害保険料控除額	1806	総合譲渡長期所得額
748	損害保険料支払額	1807	総合譲渡長期差引額
749	長期損害保険料支払額	1808	総合譲渡分特別控除額
750	寄付控除 <sup>㉒</sup>	1809	総合譲渡特別設定 <sup>㉒</sup>
751	寄付控除額	1810	総合譲渡逆算 <sup>㉒</sup>
752	所得税寄付金控除額	1811	一時所得額
753	合計控除額	1812	一時差引額
754	所得税合計控除額	1813	総合一時所得額
755	控対配該当 <sup>㉒</sup>	1814	短期一般所得額
756	配偶者区分	1815	短期一般差引額
757	配特有無区分 <sup>㉒</sup>	1816	短期一般特別控除額
758	配偶者特別控除額	1817	短期軽減所得額
759	所得税配偶者特別控除額	1818	短期軽減差引額
760	配偶者合計所得金額	1819	短期軽減特別控除額
761	扶養一般該当人数	1820	長期一般所得額
762	扶養年少該当人数	1821	長期一般差引額
763	扶養特定該当人数	1822	長期一般特別控除額
764	扶養老人該当人数	1823	長期特定所得額
765	扶養同居老人該当人数	1824	長期特定差引額
766	扶養特障該当人数	1825	長期特定特別控除額
767	扶養同居特障該当人数	1826	長期軽減所得額
768	扶養普障該当人数	1827	長期軽減差引額
769	未成年該当 <sup>㉒</sup>	1828	長期軽減特別控除額
770	老年者該当 <sup>㉒</sup>	1829	長期特別所得額
771	寡婦該当 <sup>㉒</sup>	1830	長期特別差引額
772	障害者該当 <sup>㉒</sup>	1831	長期特別特別控除額
773	勤労学生該当 <sup>㉒</sup>	1832	土地等雑所得額
774	住民税申告区分	1833	超短期所得額
775	本専区分	1834	株式譲渡所得額
776	配専区分	1835	株式譲渡一般分所得額
777	青色専従該当人数	1836	株式譲渡新規公開分所得額
778	白色専従該当人数	1837	株式譲渡特別控除額
779	専従者控除額	1838	商品先物取引所得額
780	繰越損失額	1839	山林所得額
781	純損失額	1840	山林特別控除額
782	譲渡繰越損失額	1841	退職所得額
783	雑損失額	1842	退職所得控除額
784	特定株式損失額	1843	退職支払額
785	当年純損失額	1844	勤続年数
786	当年譲渡繰越損失額	1845	就職年月日
787	当年雑損失額	1846	退職年月日
788	当年特定株式損失額	1847	総合退職所得額
789	前純損失額	1848	総合退職所得控除額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
790	前譲渡繰越損失額	1849 特例適用条文1
791	前雑損失額	1850 特例適用条文2
792	前特定株式損失額	1851 特例適用条文3
793	前々純損失額	1852 変動所得額
794	前々譲渡繰越損失額	1853 前年変動所得額
795	前々雑損失額	1854 前々年変動所得額
796	前々特定株式損失額	1855 臨時所得額
797	所得税総所得課税額	1856 平均課税対象金額
798	所得税短期一般課税額	1857 免税所得額
799	所得税短期軽減課税額	1858 肉用牛売却価格
800	所得税長期一般課税額	1859 肉用牛免税対象所得額
801	所得税長期特定課税額	1860 肉用牛免税対象外所得額
802	所得税長期軽減課税額	1861 非課税所得額
803	所得税長期特別課税額	1862 申告0円所得区分01
804	所得税土地等雑課税額	1863 申告0円所得区分02
805	所得税超短期課税額	1864 申告0円所得区分03
806	所得税株式課税額	1865 申告0円所得区分04
807	所得税商品先物取引課税額	1866 申告0円所得区分05
808	所得税山林課税額	1867 申告0円所得区分06
809	所得税退職課税額	1868 申告0円所得区分07
810	総所得所得税額	1869 申告0円所得区分08
811	短期一般所得税額	1870 申告0円所得区分09
812	短期軽減所得税額	1871 申告0円所得区分10
813	長期一般所得税額	1872 総所得金額
814	長期特定所得税額	1873 合計所得金額
815	長期軽減所得税額	1874 総所得金額等
816	長期特別所得税額	1875 所得税総所得金額
817	土地等雑所得税額	1876 所得税合計所得金額
818	超短期所得税額	1877 所得税総所得金額等
819	株式所得税額	1878 総所得損通所得額
820	商品先物取引所得税額	1879 総合短期損通所得額
821	山林所得税額	1880 総合長期損通所得額
822	退職所得税額	1881 短期一般損通所得額
823	所得税配当控除額	1882 短期軽減損通所得額
824	住宅借入金特別控除額	1883 長期一般損通所得額
825	その他特別控除額	1884 長期特定損通所得額
826	定率控除前所得税額	1885 長期軽減損通所得額
827	所得税災害減免額	1886 長期特別損通所得額
828	所得税外国税額控除額	1887 土地等雑損通所得額
829	所得税特別減税額	1888 超短期損通所得額
830	所得税定率控除額	1889 株式譲渡損通所得額
831	定率控除後所得税額	1890 商品先物取引損通所得額
832	所得税額	1891 山林損通所得額
833	所得税額チェックラフ	1892 退職損通所得額
834	総所得課税額	1893 所得税総所得損通所得額
835	短期一般課税額	1894 所得税総合短期損通所得額
836	短期軽減課税額	1895 所得税総合長期損通所得額
837	長期一般課税額	1896 所得税短期一般損通所得額
838	長期特定課税額	1897 所得税短期軽減損通所得額
839	長期軽減課税額	1898 所得税長期一般損通所得額
840	長期特別課税額	1899 所得税長期特定損通所得額
841	土地等雑課税額	1900 所得税長期軽減損通所得額
842	超短期課税額	1901 所得税長期特別損通所得額
843	株式課税額	1902 所得税土地等雑損通所得額
844	商品先物取引課税額	1903 所得税超短期損通所得額
845	山林課税額	1904 所得税株式譲渡損通所得額
846	退職課税額	1905 所得税商品先物取引損通所得額
847	市町村総所得所得割額	1906 所得税山林損通所得額
848	市町村短期一般所得割額	1907 所得税退職損通所得額
849	市町村短期軽減所得割額	1908 雑損控除額
850	市町村長期一般所得割額	1909 医療費控除額
851	市町村長期特定所得割額	1910 社会保険料控除額
852	市町村長期軽減所得割額	1911 小規模共済控除額
853	市町村長期特別所得割額	1912 生命保険料控除額
854	市町村土地等雑所得割額	1913 所得税生命保険料控除額
855	市町村超短期所得割額	1914 生命保険料支払額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
856	市町村株式所得割額	1915 個人年金保険料支払額
857	市町村商品先物取引所得割額	1916 損害保険料控除額
858	市町村山林所得割額	1917 所得税損害保険料控除額
859	市町村退職所得割額	1918 損害保険料支払額
860	市町村算出所得割額	1919 長期損害保険料支払額
861	市町村配当控除額	1920 寄付控除ワガ
862	市町村外国税額控除額	1921 寄付控除額
863	市町村調整額	1922 所得税寄付金控除額
864	市町村特別減税額	1923 合計控除額
865	市町村定率控除額	1924 所得税合計控除額
866	市町村免税額	1925 控対配該当コード
867	市町村所得割額	1926 配偶者区分
868	市町村端数切捨所得割額	1927 配特有無区分ワガ
869	市町村特別減税前所得割額	1928 配偶者特別控除額
870	市町村定率控除前所得割額	1929 所得税配偶者特別控除額
871	市町村均等割額	1930 配偶者合計所得金額
872	市町村民税額	1931 扶養一般該当人数
873	都道府県総所得所得割額	1932 扶養年少該当人数
874	都道府県短期一般所得割額	1933 扶養特定該当人数
875	都道府県短期軽減所得割額	1934 扶養老人該当人数
876	都道府県長期一般所得割額	1935 扶養同居老人該当人数
877	都道府県長期特定所得割額	1936 扶養特障該当人数
878	都道府県長期軽減所得割額	1937 扶養同居特障該当人数
879	都道府県長期特別所得割額	1938 扶養普障該当人数
880	都道府県土地等雑所得割額	1939 未成年該当コード
881	都道府県超短期所得割額	1940 老年者該当コード
882	都道府県株式所得割額	1941 寡婦該当コード
883	都道府県商品先物取引所得割額	1942 障害者該当コード
884	都道府県山林所得割額	1943 勤労学生該当コード
885	都道府県退職所得割額	1944 住民税申告区分
886	都道府県算出所得割額	1945 本専区分
887	都道府県配当控除額	1946 配専区分
888	都道府県外国税額控除額	1947 青色専従該当人数
889	都道府県調整額	1948 白色専従該当人数
890	都道府県特別減税額	1949 専従者控除額
891	都道府県定率控除額	1950 繰越損失額
892	都道府県免税額	1951 純損失額
893	都道府県所得割額	1952 譲渡繰越損失額
894	都道府県端数切捨所得割額	1953 雑損失額
895	都道府県特別減税前所得割額	1954 特定株式損失額
896	都道府県定率控除前所得割額	1955 当年純損失額
897	都道府県均等割額	1956 当年譲渡繰越損失額
898	都道府県民税額	1957 当年雑損失額
899	課税非課税区分コード	1958 当年特定株式損失額
900	所得割非課税ワガ	1959 前純損失額
901	均等割非課税ワガ	1960 前譲渡繰越損失額
902	年税額	1961 前雑損失額
903	市町村所得割減免額	1962 前特定株式損失額
904	市町村均等割減免額	1963 前々純損失額
905	都道府県所得割減免額	1964 前々譲渡繰越損失額
906	都道府県均等割減免額	1965 前々雑損失額
907	予備金額1	1966 前々特定株式損失額
908	予備金額2	1967 所得税総所得課標額
909	予備金額3	1968 所得税短期一般課標額
910	予備金額4	1969 所得税短期軽減課標額
911	予備金額5	1970 所得税長期一般課標額
912	予備項目1	1971 所得税長期特定課標額
913	予備項目2	1972 所得税長期軽減課標額
914	予備項目3	1973 所得税長期特別課標額
915	予備項目4	1974 所得税土地等雑課標額
916	予備項目5	1975 所得税超短期課標額
917	退避用履歴判定	1976 所得税株式課標額
918	株式譲渡上場所得額	1977 所得税商品先物取引課標額
919	所得税株式譲渡上場所得額	1978 所得税山林課標額
920	所得税株式譲渡所得額	1979 所得税退職課標額
921	株式譲渡ワガ	1980 所得税配当控除額

1.個人住民税賦課情報ファイル		
922	株式譲渡上場損通所得額	1981 住宅借入金特別控除額
923	所得税株式譲渡上場損通所得額	1982 その他特別控除額
924	株式上場課税額	1983 定率控除前所得税額
925	所得税株式上場課税額	1984 所得税災害減免額
926	肉牛軽減課税額	1985 所得税外国税額控除額
927	市町村株式上場所得割額	1986 所得税特別減税額
928	都道府県株式上場所得割額	1987 所得税定率控除額
929	市町村肉牛軽減所得割額	1988 定率控除後所得税額
930	都道府県肉牛軽減所得割額	1989 申告納税額
931	株式上場所得税額	1990 所得税額
932	肉牛軽減所得税額	1991 市町村外国税額控除額
933	株式含む合計所得金額	1992 都道府県外国税額控除額
934	先物取引損失額	1993 市町村源泉退職所得割額
935	当年先物取引損失額	1994 都道府県源泉退職所得割額
936	前年先物取引損失額	1995 普徴賦課前退職区分
937	前々先物取引損失額	1996 エアフラグ
938	配当割控除額	1997 G表示フラグ
939	株式譲渡割控除額	1998 給報取込フラグ
940	市町村定率控除後所得割額	1999 ハッチ取込番号
941	都道府県定率控除後所得割額	2000 送付回数
942	控除超過額	2001 ハッチ連番
943	居住用特定譲渡所得額	2002 他システム入力フラグ
944	居住用特定損失額	2003 最高所得区分
945	市町村株式譲渡配当割控除額	2004 予備金額1
946	都道府県株式譲渡配当割控除額	2005 予備金額2
947	市町村65歳以上の特例控除額	2006 予備金額3
948	都道府県65歳以上の特例控除額	2007 予備金額4
949	市町村調整控除額	2008 予備金額5
950	都道府県調整控除額	2009 予備項目1
951	市町村控除不足額	2010 予備項目2
952	都道府県控除不足額	2011 予備項目3
953	市町村内充当額	2012 予備項目4
954	都道府県内充当額	2013 予備項目5
955	市町村外充当額	2014 入力順
956	都道府県外充当額	2015 株式譲渡上場所得額
957	標準税率市町村総所得	2016 所得税株式譲渡上場所得額
958	標準税率市町村山林	2017 所得税株式譲渡所得額
959	標準税率市町村退職	2018 株式譲渡フラグ
960	標準税率市町村算出所得割	2019 株式譲渡上場損通所得額
961	標準税率市町村調整額	2020 所得税株式譲渡上場損通所得額
962	標準税率定率控除前市町村所得割	2021 所得税株式上場課税額
963	標準税率定率控除後市町村所得割額	2022 株式含む合計所得金額
964	標準税率市町村65歳以上の特例控除額	2023 先物取引損失額
965	標準税率市町村所得割	2024 当年先物取引損失額
966	標準税率市町村所得割端数切捨	2025 前年先物取引損失額
967	標準税率市町村均等割	2026 前々先物取引損失額
968	標準税率都道府県総所得	2027 配当割控除額
969	標準税率都道府県山林	2028 株式譲渡割控除額
970	標準税率都道府県退職	2029 居住用特定譲渡所得額
971	標準税率都道府県算出所得割	2030 居住用特定損失額
972	標準税率都道府県調整額	2031 政党等寄付金特別控除額
973	標準税率定率控除前都道府県所得割	2032 耐震改修特別控除額
974	標準税率定率控除後都道府県所得割額	2033 住宅借入金特別控除可能額
975	標準税率都道府県65歳以上の特例控除額	2034 登録区分
976	標準税率都道府県所得割	2035 寄附金控除自治体分
977	標準税率都道府県所得割端数切捨	2036 寄附金控除都道府県指定分
978	標準税率都道府県均等割	2037 寄附金控除市町村指定分
979	政党等寄付金特別控除額	2038 内私的年金支払額
980	耐震改修特別控除額	2039 住民税年金種別
981	住宅借入金特別控除可能額	2040 基礎控除対象フラグ
982	市町村住宅借入金特別控除可能額	2041 居住開始年月日
983	都道府県住宅借入金特別控除可能額	2042 住宅控除区分
984	市町村税源移譲減額	2043 住宅借入金残高
985	都道府県税源移譲減額	2044 居住開始年月日2
986	標準税率市町村税源移譲減額	2045 住宅控除区分2
987	標準税率都道府県税源移譲減額	2046 住宅借入金残高2

1.個人住民税賦課情報ファイル		
988	国税更正日	2047 住宅借入金特別控除住民税法分
989	登録区分	2048 山林純損失額
990	寄附金控除自治体分	2049 当年山林純損失額
991	寄附金控除都道府県指定分	2050 前山林純損失額
992	寄附金控除市町村指定分	2051 前々山林純損失額
993	内私的年金支払額	2052 株式配当損失額
994	住民税年金種別	2053 分離配当所得額
995	基礎控除対象フカ	2054 分離配当損通所得額
996	市町村寄附金控除額	2055 所得税分離配当損通所得額
997	都道府県寄附金控除額	2056 投資等税額控除額
998	内年金フカ	2057 所得税肉牛軽減課標額
999	内特徴フカ	2058 所得税分離配当課標額
1000	三徴収フカ	2059 年金本徴収フカ
1001	居住開始年月日	2060 年金仮徴収月数
1002	住宅控除区分	2061 年金仮徴収期別税額
1003	住宅借入金残高	2062 年金仮徴収フカ
1004	居住開始年月日2	2063 住借算出フカ
1005	住宅控除区分2	2064 所得税総所得金額住借
1006	住宅借入金残高2	2065 所得税合計控除額住借
1007	山林純損失額	2066 所得税総所得課標額住借
1008	当年山林純損失額	2067 算出所得税額住借
1009	前山林純損失額	2068 新生命保険料支払額
1010	前々山林純損失額	2069 新個人年金保険料支払額
1011	株式配当損失額	2070 介護保険料支払額
1012	分離配当所得額	2071 予備金額6
1013	分離配当損通所得額	2072 予備金額7
1014	所得税分離配当損通所得額	2073 予備金額8
1015	投資等税額控除額	2074 予備金額9
1016	所得税肉牛軽減課標額	2075 予備金額10
1017	所得税分離配当課標額	2076 予備項目6
1018	分離配当課標額	2077 予備項目7
1019	所得税分離配当所得額	2078 予備項目8
1020	市町村分離配当所得割額	2079 予備項目9
1021	都道府県分離配当所得割額	2080 予備項目10
1022	年金本徴収フカ	2081 寄附金控除特例分
1023	年金仮徴収月数	2082 仮徴収期別税額1
1024	年金仮徴収期別税額	2083 仮徴収期別税額2
1025	控除不足反映済額	2084 仮徴収期別税額3
1026	徴収税額特徴分	2085 予備金額11
1027	市町村所得割額特徴分	2086 予備金額12
1028	市町村均等割額特徴分	2087 予備金額13
1029	都道府県所得割額特徴分	2088 予備金額14
1030	都道府県均等割額特徴分	2089 予備金額15
1031	徴収税額普徴分	2090 予備金額16
1032	市町村所得割額普徴分	2091 予備金額17
1033	市町村均等割額普徴分	2092 予備金額18
1034	都道府県所得割額普徴分	2093 予備金額19
1035	都道府県均等割額普徴分	2094 予備金額20
1036	徴収税額半額年金分	2095 予備項目11
1037	市町村所得割額半額年金分	2096 予備項目12
1038	市町村均等割額半額年金分	2097 予備項目13
1039	都道府県所得割額半額年金分	2098 予備項目14
1040	都道府県均等割額半額年金分	2099 予備項目15
1041	徴収税額年金分	2100 予備項目16
1042	市町村所得割額年金分	2101 予備項目17
1043	市町村均等割額年金分	2102 予備項目18
1044	都道府県所得割額年金分	2103 予備項目19
1045	都道府県均等割額年金分	2104 予備項目20
1046	標準税率徴収税額特徴分	2105 条約適用利子等所得額
1047	標準税率市町村所得割額特徴分	2106 条約適用配当等所得額
1048	標準税率市町村均等割額特徴分	2107 特例適用利子等所得額
1049	標準税率都道府県所得割額特徴分	2108 特例適用配当等所得額
1050	標準税率都道府県均等割額特徴分	2109 条約適用利子等限度税率
1051	標準税率徴収税額普徴分	2110 条約適用配当等限度税率
1052	標準税率市町村所得割額普徴分	2111 所得税条約適用利子等限度税率
1053	標準税率市町村均等割額普徴分	2112 所得税条約適用配当等限度税率

1.個人住民税賦課情報ファイル		
1054	標準税率都道府県所得割額普徴分	2113 予備金額21
1055	標準税率都道府県均等割額普徴分	2114 予備金額22
1056	標準税率徴収税額半額年金分	2115 予備金額23
1057	標準税率市町村所得割額半額年金分	2116 予備金額24
1058	標準税率市町村均等割額半額年金分	2117 予備金額25
1059	標準税率都道府県所得割額半額年金分	2118 予備金額26
		2119 予備金額27
		2120 予備金額28
		2121 予備金額29
		2122 予備金額30
		2123 森林環境課税非課税区分
		2124 森林環境免除事由コード
		2125 森林環境税額
		2126 年税額森林含む
		2127 森林環境税免除額
		2128 森林環境税委託納付額
		2129 免除開始期月普徴分
		2130 免除開始期月年金分
		2131 免除開始期月特徴分

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目****2. 個人住民税収納情報ファイル**

【 徴収マスタ 】	211	特徴非該当フラグ
1 自治体コード	212	特徴非該当事由コード
2 個人番号	213	個人番号確定フラグ
3 対象年度	214	対象月
4 徴収区分	215	ハッチ連番
5 通知書番号	216	入力順
6 徴収テ-タ内連番	217	徴収フラグ
7 徴収テ-タ内テ-タ連番	218	年金特徴判定フラグ
8 事業所個人番号	219	年金特徴金額4
9 履歴番号	220	年金特徴金額5
10 テ-タ履歴番号	221	年金特徴金額6
11 初期登録業務日時	222	年金特徴金額7
12 更新業務日時	223	年金特徴金額8
13 更新システム日時	224	停止西暦年
14 更新コンピュータ名	225	停止月
15 更新ユーザ ID	226	年金特徴予備4
16 有効フラグ	227	番号法個人番号
17 決裁状態	228	停止年月
18 旧自治体コード	229	仮徴収停止フラグ
19 履歴判定	230	予備金額1
20 決議年月日	231	予備金額2
21 住民税受給者番号	232	予備金額3
22 普徴事業所番号	233	予備金額4
23 住民税異動区分コード	234	予備金額5
24 住民税異動事由コード <sup>1</sup>	235	予備金額6
25 住民税異動事由コード <sup>2</sup>	236	予備年月日1
26 異動年月日	237	予備年月日2
27 還付加算用住民税更正事由	238	予備区分1
28 法定納期限等	239	予備区分2
29 変更開始月期	【 年金普徴分徴収 】	
30 徴収済月期	240	自治体コード
31 併徴普徴変更期	241	個人番号
32 併徴普徴徴収済期	242	対象年度
33 随時処理フラグ	243	徴収テ-タ内連番
34 差引課税額	244	徴収テ-タ内テ-タ連番
35 既課税額	245	履歴番号
36 期別06月01期税額	246	テ-タ履歴番号
37 賦課年度01	247	初期登録業務日時
38 納期限01	248	更新業務日時
39 期別07月02期税額	249	更新システム日時
40 賦課年度02	250	更新コンピュータ名
41 納期限02	251	更新ユーザ ID
42 期別08月03期税額	252	有効フラグ
43 賦課年度03	253	決裁状態
44 納期限03	254	旧自治体コード
45 期別09月04期税額	255	差引課税額年金分
46 賦課年度04	256	期別06月01期税額年金分
47 納期限04	257	期別07月02期税額年金分
48 期別10月05期税額	258	期別08月03期税額年金分
49 賦課年度05	259	期別09月04期税額年金分
50 納期限05	260	期別10月05期税額年金分
51 期別11月06期税額	261	期別11月06期税額年金分
52 賦課年度06	262	期別12月07期税額年金分
53 納期限06	263	期別01月08期税額年金分
54 期別12月07期税額	264	期別02月09期税額年金分
55 賦課年度07	265	期別03月10期税額年金分
56 納期限07	266	予備金額1
57 期別01月08期税額	267	予備金額2
58 賦課年度08	268	予備金額3
59 納期限08	269	予備金額4
60 期別02月09期税額	270	予備金額5
61 賦課年度09	271	予備金額6
62 納期限09	272	予備金額7

2.個人住民税収納情報ファイル		
63	期別03月10期税額	273 予備金額8
64	賦課年度10	274 予備金額9
65	納期限10	275 予備金額10
66	期別04月11期税額	276 予備項目1
67	賦課年度11	277 予備項目2
68	納期限11	278 予備項目3
69	期別05月12期税額	279 予備項目4
70	賦課年度12	280 予備項目5
71	納期限12	【 翌年徴収マスタ 】
72	期別13期税額	281 自治体コード
73	賦課年度13	282 個人番号
74	納期限13	283 対象年度
75	期別14期税額	284 更新元対象年度
76	賦課年度14	285 徴収区分
77	納期限14	286 通知書番号
78	期別15期税額	287 徴収〒-市内連番
79	賦課年度15	288 徴収〒-市内市庁連番
80	納期限15	289 事業所個人番号
81	期別16期税額	290 履歴番号
82	賦課年度16	291 市庁履歴番号
83	納期限16	292 初期登録業務日時
84	期別17期税額	293 更新業務日時
85	賦課年度17	294 更新システム日時
86	納期限17	295 更新コンピュータ名
87	期別18期税額	296 更新ユーザID
88	賦課年度18	297 有効フラグ
89	納期限18	298 決裁状態
90	退避用履歴判定	299 旧自治体コード
91	収納過年度更正フラグ	300 履歴判定
92	充当額	301 決議年月日
93	還付額	302 変更開始月期
94	期別06月01期充当	303 徴収済月期
95	期別07月02期充当	304 併徴普徴変更期
96	期別08月03期充当	305 併徴普徴徴収済期
97	期別09月04期充当	306 差引課税額
98	期別10月05期充当	307 期別06月01期税額
99	期別11月06期充当	308 賦課年度01
100	期別12月07期充当	309 納期限01
101	期別01月08期充当	310 期別07月02期税額
102	期別02月09期充当	311 賦課年度02
103	期別03月10期充当	312 納期限02
104	期別04月11期充当	313 期別08月03期税額
105	期別05月12期充当	314 賦課年度03
106	期別13期充当	315 納期限03
107	期別14期充当	316 退避用履歴判定
108	期別15期充当	【 収納 】
109	期別16期充当	317 自治体コード
110	期別17期充当	318 収納キ-1
111	期別18期充当	319 収納キ-2
112	返戻01期	320 履歴番号
113	返戻課税年度01	321 初期登録業務日時
114	返戻納期限01	322 更新業務日時
115	返戻02期	323 更新システム日時
116	返戻課税年度02	324 更新コンピュータ名
117	返戻納期限02	325 更新ユーザID
118	返戻03期	326 有効フラグ
119	返戻課税年度03	327 決裁状態
120	返戻納期限03	328 旧自治体コード
121	返戻04期	329 個人番号
122	返戻課税年度04	330 賦課年度
123	返戻納期限04	331 税目コード
124	返戻05期	332 対象年度
125	返戻課税年度05	333 通知書番号
126	返戻納期限05	334 期別コード

2.個人住民税収納情報ファイル			
127	差引課税額年金分	335	事業年度開始年月日
128	期別06月01期税額年金分	336	事業年度終了年月日
129	期別07月02期税額年金分	337	申告区分コード
130	期別08月03期税額年金分	338	連番
131	期別09月04期税額年金分	339	期割区分
132	期別10月05期税額年金分	340	調定年度
133	徴収税額特徴内訳分	341	会計年度
134	市町村所得割額特徴内訳分	342	前納報奨金
135	市町村均等割額特徴内訳分	343	車両登録キ
136	都道府県所得割額特徴内訳分	344	車検区分コード
137	都道府県均等割額特徴内訳分	345	減免コード
【	年金特徴管理マスタ	346	期別調定額
138	自治体コード	347	期別収納額
139	対象年度	348	延滞金調定額
140	個人番号	349	延滞金収納額
141	履歴番号	350	督促料調定額
142	カ 履歴番号	351	督促料収納額
143	初期登録業務日時	352	納期限
144	更新業務日時	353	繰上前納期限
145	更新システム日時	354	納期変更フラグ
146	更新コンピュータ名	355	収納年月日
147	更新ユーザID	356	領収年月日
148	有効フラグ	357	繰越時調定額
149	決裁状態	358	繰越時収納額
150	旧自治体コード	359	繰越調定額
151	履歴判定	360	繰越年月日
152	レポート区分	361	不納欠損額
153	府県コード	362	表示用税目コード
154	住民税市町村コード	363	表示用期月
155	特別徴収義務者コード	364	随期フラグ
156	通知内容コード	365	更正回数
157	年金特徴予備1	366	収納回数
158	特別徴収制度コード	367	還付回数
159	作成西暦年	368	充当回数
160	作成月	369	口振不能回数
161	作成日年金特徴	370	納通返戻設定カク
162	年金保険者用整理番号1	371	納通返戻設定年月日
163	年金コード	372	督促返戻設定カク
164	年金特徴予備2	373	督促返戻設定年月日
165	生年月日年	374	納通発送年月日
166	生年月日月	375	督促発行年月日
167	生年月日日	376	更正年月日
168	性別区分	377	国税更正年月日
169	年金特徴氏名カ	378	更正届出年月日
170	氏名カソフトコード	379	更正請求年月日
171	年金特徴氏名漢字	380	更正通知年月日
172	氏名漢字ソフトコード	381	過誤納金発生事由コード
173	住所郵便番号	382	法定納期限等
174	年金特徴住所カ	383	法定納期限
175	住所カソフトコード	384	業務固有キ
176	年金特徴住所漢字	385	漢字業務固有キ
177	住所漢字ソフトコード	386	申告年月日
178	年金特徴各種区分	387	調定年月日
179	年金特徴処理結果	388	延長月数
180	後期移管コード	389	重加算対象税額
181	各種西暦年	390	納税計画対象額
182	各種月	391	納税計画状態コード
183	各種日	392	納税計画カク
184	年金特徴金額1	393	執行停止カク
185	年金特徴金額2	394	不納欠損カク
186	年金特徴金額3	395	差押カク
187	年金特徴予備3	396	参加差押カク
188	年金保険者用整理番号2	397	交付要求カク
189	生年月日	398	繰上徴収カク

2.個人住民税収納情報ファイル			
190	作成年月日	399	その他処分カウタ
191	各種年月日	400	徴収猶予カウタ
192	通知書番号	401	換価猶予カウタ
193	年金支給額	402	滞納整理組合カウタ
194	源泉徴収税額	403	納税承継カウタ
195	介護10月定期支払額	404	督促停止カウタ
196	国保10月定期支払額	405	催告停止カウタ
197	後期10月定期支払額	406	納通公示カウタ
198	期別10月税額	407	督促公示カウタ
199	期別12月税額	408	電話催告停止カウタ
200	期別02月税額	409	時効中断年月日
201	期別04月税額	410	口座登録・連携ファイル関係情報
202	期別06月税額		
203	期別08月税額		
204	期別10月納付額		
205	期別12月納付額		
206	期別02月納付額		
207	期別04月納付額		
208	期別06月納付額		
209	期別08月納付額		
210	特徴停止年月日		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

3.個人住民税滞納情報ファイル

【滞納管理】

1. 宛名情報

1.イメージデータID,2.ホスト住民区分,3.ホスト通知書番号,4.リンク番号,5.一元区分,6.世帯番号,7.主従区分,8.主担当者コード,9.主担当者変更事由,10.予定金額,11.事業種目コード,12.付箋内容コード,13.件名,14.住所,15.住所コード,16.住所外字フラグ,17.住所履歴連番,18.住所超過フラグ,19.住民区分,20.使用区分,21.備考,22.優先順位,23.入力区分,24.出張担当者コード,25.出張担当者コード,26.出張担当者変更事由,27.前回入力区分,28.前回基準日,29.前回期限,30.前回滞納区分,31.前回設定日,32.副担当者コード,33.副担当者変更事由,34.勤務先リンク番号,35.勤務先入力区分,36.勤務先連番,37.口座名義人カナ,38.口座番号,39.口座連番,40.号枝番,41.名寄リンク番号,42.名称清音カナ,43.国籍コード,44.地図区分,45.地図巻コード,46.地図年度,47.地図番号,48.地図頁,49.基準日,50.外国人力カナ,51.外国人本名,52.子々番,53.子番,54.宛名,55.宛名カナ,56.宛名外字フラグ,57.宛名超過フラグ,58.対象課税終了年度,59.対象課税開始年度,60.就職日,61.性別コード,62.戸籍連番,63.担当割地区コード,64.拠点コード,65.支店コード,66.数値1,67.数値2,68.数値3,69.数値4,70.数値5,71.文字1,72.文字10,73.文字2,74.文字3,75.文字4,76.文字5,77.文字6,78.文字7,79.文字8,80.文字9,81.方書,82.日付1,83.日付2,84.日付3,85.日付4,86.日付5,87.日本語1,88.日本語2,89.日本語3,90.日本語4,91.日本語5,92.時刻,93.更新ユーザID,94.更新ユーザID,95.更新日時,96.更新画面ID,97.更新端末名,98.有効フラグ,99.期限,100.本籍地,101.機能処理番号,102.機能種類コード,103.死亡日,104.法人名,105.法人力カナ,106.注意事項コード,107.消除事由,108.消除日,109.滞納事由,110.滞納区分,111.滞納科目コード1,112.滞納科目コード10,113.滞納科目コード11,114.滞納科目コード12,115.滞納科目コード13,116.滞納科目コード14,117.滞納科目コード15,118.滞納科目コード2,119.滞納科目コード3,120.滞納科目コード4,121.滞納科目コード5,122.滞納科目コード6,123.滞納科目コード7,124.滞納科目コード8,125.滞納科目コード9,126.滞納金額,127.照会印刷除外フラグ,128.特別事由,129.特別区分,130.特記メモ,131.特記事項,132.生保廃止日,133.生保開始日,134.生年月日,135.町コード,136.画像用途コード,137.画像種類コード,138.番地番,139.異動事由,140.異動日,141.発行制限区分,142.発行機能コード,143.登録事由,144.登録日,145.確定延滞金,146.科目,147.筆頭者名,148.約束内容コード,149.約束履行有無,150.約束日,151.約束時刻,152.約束連番,153.納付種類コード,154.納税組合コード,155.終了日,156.続柄コード,157.職業コード,158.自治省コード,159.色コード,160.行政区コード,161.記録日,162.記録時刻,163.設定日,164.設定者ID,165.詳細連番,166.調査日,167.返戻フラグ,168.退職日,169.送付先リンク番号,170.送付先区分,171.送付先名,172.送付先力カナ,173.送付先外字フラグ,174.送付先超過フラグ,175.送付先連番,176.通称名,177.通称名カナ,178.連絡先コード,179.連絡先内容,180.連絡先名,181.連絡先種類コード,182.連絡先連番,183.郵便番号,184.金融機関コード,185.開始日,186.関連種類コード,187.関連者リンク番号,188.預金種別コード,189.DV区分,190.個人番号,191.法人番号

2. 期別情報

1.コンビニコード,2.データ区分,3.ホスト完納フラグ,4.ホスト申告区分,5.ホスト科目,6.ホスト通知書番号,7.リンク番号,8.事由発生日,9.作成日,10.修正延滞金,11.修正督促手数料,12.修正調定額,13.停止種類コード,14.催告延滞期限,15.入力区分,16.内数種類コード,17.処分連番,18.処理拠点コード,19.収納履歴連番,20.収納延滞金,21.収納方法コード,22.収納日,23.収納督促手数料,24.収納連番,25.収納額,26.口座不能フラグ,27.執行停止時効完成日,28.執行停止時効起算日,29.完納フラグ,30.延滞金,31.延滞金起算日,32.指示順序,33.支店コード,34.数値1,35.数値2,36.数値3,37.数値4,38.数値5,39.文字1,40.文字10,41.文字2,42.文字3,43.文字4,44.文字5,45.文字6,46.文字7,47.文字8,48.文字9,49.日本語1,50.日本語2,51.日本語3,52.日本語4,53.日本語5,54.時効事由,55.時効完成日,56.時効履歴連番,57.時効起算日,58.更新ユーザID,59.更新ユーザID,60.更新日時,61.更新画面ID,62.更新端末名,63.更正延滞金,64.最終収納日,65.最終領収日,66.期,67.根拠法令等,68.機能処理番号,69.機能種類コード,70.欠損事由,71.欠損年度,72.欠損理由,73.欠損理由詳細,74.欠損督促手数料,75.欠損確定日,76.欠損種類コード,77.欠損調定額,78.活動・調査事項,79.消込日,80.消込管理番号,81.申告区分,82.発行年度,83.発送予定日,84.発送内容コード,85.発送種類コード,86.相当年度,87.督促手数料,88.督促状指定納期限,89.督促発送期限,90.督促停止連番,91.確定延滞金,92.確定延滞金有無,93.科目,94.納付延滞金,95.納付書番号,96.納付書番号内連番,97.納付督促手数料,98.納付金額,99.納期限,100.納税組合コード,101.累計収納額,102.累計延滞金,103.累計督促手数料,104.終了日,105.経過記録連番,106.設定日,107.調定額,108.資格番号,109.賦課年度,110.賦課拠点コード,111.戻戻経過記録連番,112.通知書番号,113.速報データ区分,114.金融機関コード,115.開始日,116.集合通知書番号,117.領収日,118.領収時刻

3. 経過記録情報

1.イメージデータID,2.リンク番号,3.交渉結果コード,4.件名,5.処理拠点コード,6.区分1,7.区分2,8.区分3,9.場所コード,10.帳票公示送達日,11.帳票公示送達状況コード,12.帳票再転送日,13.帳票回答有無,14.帳票延滞金計算日,15.帳票発送日,16.帳票種類コード,17.帳票調査日,18.帳票返戻日,19.帳票返戻解除日,20.担当者コード,21.担当者名,22.接触フラグ,23.日付1,24.日付2,25.更新ユーザID,26.更新日時,27.更新画面ID,28.更新端末名,29.画像種類コード,30.相手コード,31.経過内容,32.経過内容コード,33.経過種別コード,34.経過記録連番,35.記録日,36.記録時刻,37.記録詳細,38.重要表示フラグ

4. 分納情報

1.リンク番号,2.一回分金額,3.一括送付回数,4.備考,5.備考コード,6.内数種類コード,7.内訳連番,8.処理拠点コード,9.分納入金額,10.分納取消日,11.分納回数,12.分納対象区分,13.分納連番,14.分納開始年月,15.加算月A,16.加算月B,17.加算開始年A,18.加算開始年B,19.加算額A,20.加算額B,21.収納連番,22.口座名義人カナ,23.口座番号,24.回数,25.完納日,26.対応コード,27.履行判断区分,28.履行区分,29.年度機能処理番号,30.延滞金区分,31.延滞金計算フラグ,32.延滞金計算日,33.当初回数,34.担当者コード,35.担当者名,36.支店コード,37.日付区分,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.月間隔,43.本日入金額,44.決裁日,45.消込区分,46.現誓約フラグ,47.発行回数,48.発行日,49.督促フラグ,50.端数処理区分,51.管理番号,52.約束管理フラグ,53.納付予定日,54.納付合計額,55.納付延滞金,56.納付書番号,57.納付督促手数料,58.納付約束時刻,59.納付額,60.累計納付額,61.経過記録連番,62.計算方法区分,63.誓約日,64.資料番号,65.金融機関コード,66.預金種別コード

5. 延滞金減免情報

1.リンク番号,2.作成機能区分,3.処分連番,4.処理拠点コード,5.収納連番,6.延滞金減免連番,7.文書番号,8.文書番号年,9.更新ユーザID,10.更新日時,11.更新画面ID,12.更新端末名,13.機能種類コード,14.決裁事項内容,15.決裁日,16.決裁減免区分,17.決裁減免率,18.減免後延滞金,19.減免申請理由内容,20.減免終了日,21.減免開始日,22.申請日,23.申請減免区分,24.申請減免率,25.調査日

6. 納付受託情報

1.リンク番号,2.備考,3.内数種類コード,4.内訳連番,5.処理拠点コード,6.券面金額,7.収納連番,8.取消日,9.取立費用額,10.受託日,11.完了日,12.年度機能処理番号,13.延滞金区分,14.延滞金計算フラグ,15.延滞金計算日,16.担当者コード,17.担当者名,18.振出人名,19.振出地,20.振出日,21.支払人名,22.支払地,23.支払期日,24.更新ユーザID,25.更新日時,26.更新画面ID,27.更新端末名,28.決裁日,29.消込区分,30.督促フラグ,31.納付受託連番,32.納付合計額,33.納付延滞金,34.納付書番号,35.納付督促手数料,36.納付額,37.納期限,38.記号番号,39.証券種類コード

### 3.個人住民税滞納情報ファイル

#### 7. 入金情報

1.入金延滞金,2.入金日,3.入金督促手数料,4.入金納付書番号,5.入金納付書番号内連番,6.入金額,7.内数種類コード,8.収納履歴連番,9.収納方法コード,10.収納連番,11.取消フラグ,12.延滞金計算日,13.復命書印刷フラグ,14.担当者コード,15.担当者名,16.時効履歴連番,17.更新ユーザID,18.更新日時,19.更新画面ID,20.更新端末名,21.納付書印刷フラグ,22.経過記録連番,23.領収書番号

#### 8. 債務承認情報

1.リンク番号,2.備考,3.債務承認連番,4.内数種類コード,5.内訳連番,6.収納連番,7.対応者,8.対応者コード,9.延滞金,10.延滞金計算フラグ,11.延滞金計算日,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.未到来フラグ,17.機能種類コード,18.決裁日,19.督促フラグ,20.督促手数料,21.納付額,22.納期限,23.累計収納額,24.累計延滞金,25.累計督促手数料,26.要すフラグ,27.調定額,28.調査日,29.起案日

#### 9. 調査情報

1.データ照会連番,2.リンク番号,3.丁目,4.住所,5.備考,6.内容,7.勤務先連番,8.名称,9.回答メモ,10.回答日,11.地番,12.更新ユーザID,13.更新日時,14.更新画面ID,15.更新端末名,16.照会先番号,17.照会区分,18.照会文書連番,19.照会日,20.照会状況区分,21.照会種類コード,22.町村,23.登録担当者コード,24.登録日,25.種別コード,26.自治省コード,27.詳細連番,28.調査予定区分,29.調査予定対象連番,30.調査予定連番,31.請求通数1,32.請求通数2,33.財産連番,34.郡市区,35.関係者連番

#### 10. 財産情報

1.データ連携番号,2.リンク番号,3.休日時コード,4.住所コード,5.住所相違,6.保護預り契約内容,7.保護預り契約有無,8.備考,9.債務者住所,10.債務者名,11.債務者郵便番号,12.債権額,13.公売区分,14.処分財産連番,15.処分連番,16.函番号,17.原簿閲覧日,18.参考事項,19.収納連番,20.取引有無,21.取扱店名,22.口座内容コード,23.口座名義人,24.口座番号,25.契約日,26.定期振込日,27.定期振込額,28.履行期限コード,29.履行期限内容,30.差押見込コード,31.延滞金,32.当初貸付金額,33.所持者住所,34.所持者氏名,35.担保物件,36.時間指定コード,37.時間指定2コード,38.更新ユーザID,39.更新日時,40.更新画面ID,41.更新端末名,42.最終取引日,43.権利者区分,44.権利者番号,45.毎月返済額,46.法定納期限等,47.満期日,48.現在残高,49.生命保険有無,50.登録番号,51.督促手数料,52.種別コード,53.種別内容,54.第三債務者住所,55.第三債務者住所コード,56.第三債務者名,57.第三債務者郵便番号,58.納期限,59.設定日,60.設置場所,61.詳細区分,62.詳細連番,63.調定額,64.調査日,65.調査財産連番,66.財産内容,67.財産種類コード,68.財産管理区分,69.財産連番,70.財産関連連番,71.貸付有無,72.貸付残高,73.貸金庫契約日,74.貸金庫契約有無,75.資料番号,76.車台番号,77.車名及び型式,78.返済予定日,79.送付先住所,80.送付先住所コード,81.送付先名,82.送付先郵便番号,83.配当見込区分,84.配当連番,85.電話番号,86.預金種類コード

#### 11. 処分情報

1.カナ名称,2.リンク番号,3.事件番号,4.事件番号区分,5.事件番号年度,6.交付場所,7.交付時刻,8.交付期日,9.住所,10.住所コード,11.保管命令日,12.保管解除手続,13.備考,14.債権者番号,15.債権者財産連番,16.債権額,17.充当連番,18.入力区分,19.入金前残高,20.入金額,21.内数種類コード,22.内訳連番,23.処分リンク番号,24.処分状況コード,25.処分種別コード,26.処分種類コード,27.処分詳細コード,28.処分連番,29.処分金額,30.処理拠点コード,31.出張担当者コード,32.占有日,33.占有者住所,34.占有者住所コード,35.占有者名,36.占有者方書,37.占有者郵便番号,38.占有者関係,39.反対債権内容コード,40.反対債権金額,41.収納連番,42.取立種別コード,43.受付日,44.受付番号,45.受付番号区分,46.受入金額,47.合算区分,48.名称,49.名称カナ,50.執行予定日,51.執行日,52.執行機関番号,53.変更後時刻,54.変更後納期限,55.差押日,56.帳票備考,57.延滞金,58.延滞金区分,59.延滞金計算フラグ,60.延滞金計算日,61.引渡期限,62.搜索場所,63.搜索日,64.搜索終了時刻,65.搜索開始時刻,66.搬出日,67.文書番号,68.文書番号年,69.方書,70.更新ユーザID,71.更新日時,72.更新画面ID,73.更新端末名,74.本日残高,75.残余金,76.残余金交付,77.残余金計算値,78.決裁日,79.法務局番号,80.法定納期限等,81.消込区分,82.漢字名称,83.特定記録送付日,84.発行日,85.登録年月日,86.督促フラグ,87.督促区分,88.督促手数料,89.破産手続開始日,90.破産管財人番号,91.種目内容,92.立会人1住所,93.立会人1住所コード,94.立会人1名,95.立会人1方書,96.立会人1郵便番号,97.立会人1関係,98.立会人2住所,99.立会人2住所コード,100.立会人2名,101.立会人2方書,102.立会人2郵便番号,103.立会人2関係,104.納付額,105.納期限,106.納期限変更連番,107.累計収納額,108.累計延滞金,109.累計督促手数料,110.職氏名番号,111.複数フラグ,112.解除処分連番,113.解除区分,114.解除日,115.解除理由,116.解除理由内容,117.設定日,118.詳細連番,119.調定額,120.財産引渡手続,121.財産種類コード,122.財産表示コード,123.財産連番,124.起案日,125.郵便番号,126.配当連番,127.配当金額,128.配当順位,129.配当額

#### 12. 執行停止情報

1.リンク番号,2.代表者名,3.住基登録区分,4.住所,5.住所コード,6.処理拠点コード,7.勤務先名,8.取消事由,9.名称,10.名称カナ,11.執行停止理由,12.執行停止要件コード,13.執行停止解除理由,14.執行停止連番,15.文書番号,16.文書番号年,17.方書,18.更新ユーザID,19.更新日時,20.更新画面ID,21.更新端末名,22.決裁日,23.法人登記有無,24.照会先自治体コード,25.生年月日,26.解除日,27.起案日,28.転出先住基有無,29.転出先住所,30.転出先方書,31.転出先除票日,32.転出先除票理由コード,33.郵便番号,34.除票日,35.除票理由コード,36.電話番号

#### 13. 猶予情報

1.リンク番号,2.住所,3.保証人リンク番号,4.処理拠点コード,5.原因日,6.取消理由,7.受付日,8.受付番号,9.受理日,10.名称,11.名称カナ,12.手入力フラグ,13.担保提供コード,14.担保提供内容,15.担保種類コード,16.文書番号,17.文書番号年,18.文章番号年,19.方書,20.更新ユーザID,21.更新日時,22.更新画面ID,23.更新端末名,24.決裁日,25.法務局番号,26.猶予事由,27.猶予種類コード,28.猶予連番,29.申請日,30.終了日,31.解除理由,32.許可区分,33.財産連番,34.起案日,35.郵便番号,36.開始日,37.電話番号

#### 14. 承継情報

1.リンク番号,2.住所,3.備考,4.処理拠点コード,5.前年所得額,6.名称,7.変更前納付義務承継額,8.承継リンク番号,9.承継内訳連番,10.承継種類コード,11.承継連番,12.承継額,13.指定納期限,14.文書番号,15.文書番号年,16.更新ユーザID,17.更新日時,18.更新画面ID,19.更新端末名,20.根拠規定,21.決裁日,22.滞納状況,23.理由,24.相続分子,25.相続分母,26.相続財産評価額,27.相続開始日,28.納付場所,29.納付責任額,30.続柄コード,31.職種,32.評価額,33.財産調査状況,34.責任限度,35.起案日,36.郵便番号

### 3.個人住民税滞納情報ファイル

#### 17. 個人住民税賦課情報

1.ホスト通知書番号,2.リンク番号,3.分離所得課税標準額,4.市区町村民税均等割額,5.市区町村民税所得割額,6.年金特徴期別税額1,7.年金特徴期別税額2,8.年金特徴期別税額3,9.年金特徴期別税額4,10.年金特徴期別税額5,11.年金特徴期別税額6,12.所得控除コード,13.所得控除区分,14.所得控除符号,15.所得控除超過フラグ,16.所得控除金額,17.所得額合計,18.所得額合計符号,19.控除額合計,20.普徴期別税額1,21.普徴期別税額10,22.普徴期別税額11,23.普徴期別税額12,24.普徴期別税額13,25.普徴期別税額2,26.普徴期別税額3,27.普徴期別税額4,28.普徴期別税額5,29.普徴期別税額6,30.普徴期別税額7,31.普徴期別税額8,32.普徴期別税額9,33.更新ユーザID,34.更新日時,35.更新画面ID,36.更新端末名,37.更正事由,38.更正日,39.特徴義務者リンク番号,40.特普区分,41.申告区分,42.相当年度,43.給与特徴期別税額1,44.給与特徴期別税額10,45.給与特徴期別税額11,46.給与特徴期別税額12,47.給与特徴期別税額2,48.給与特徴期別税額3,49.給与特徴期別税額4,50.給与特徴期別税額5,51.給与特徴期別税額6,52.給与特徴期別税額7,53.給与特徴期別税額8,54.給与特徴期別税額9,55.総所得課税標準額,56.詳細連番,57.課税資料番号,58.課税資料種類コード,59.賦課年度,60.通知書番号,61.都道府県民税均等割額,62.都道府県民税所得割額,63.青色申告区分

#### 23. 個人番号アクセスログ情報

1.アクセス区分,2.アクセス日時,3.宛名番号,4.画面名,5.更新ユーザID,6.更新画面ID,7.更新端末名,8.更新日時,9.個人番号,10.端末名,11.法人番号,12.ユーザ名

(別紙) 番号法第9条2項に基づく番号利用条例に定める事務

移転先 No.	移転先	移転先における主な用途
1	障がい者支援課	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	幼児保育課	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	育児保健課 地域医療課	予防接種法給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	生活福祉課	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
5	資産税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	住宅政策課	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	国民健康保険課	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	医療助成年金課	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	家庭支援課	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	介護保険課	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	高齢者 ・地域福祉課	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの